

令和 6 年

国見町議会会議録

第 7 回 定例会

令和 6 年 12 月 10 日開会

令和 6 年 12 月 13 日閉会

国 見 町 議 会

令和6年第7回（12月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（12月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議席の変更及び議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
公立藤田病院組合議会（山崎健吉君）	6
伊達地方消防組合議会（菊地勝芳君）	7
伊達地方衛生処理組合議会（穴戸武志君）	8
議案の上げ（議案第76号～議案第85号）	9
町長提案理由の説明	9
散会の宣告	18

第2号（12月11日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20
本会議に出席した事務局職員	20
開議の宣告	21

一般質問	21
10番 山崎健吉君	21
①混乱続きの町政についてどのように取り組むのか	
②町長が掲げる町民主体のまちづくりについて伺う	
6番 蒲倉 孝君	32
①企業誘致および住宅供給について	
②認定こども園の設置について	
3番 菊地勝芳君	35
①安全安心でいつまでも住み続けられる地域づくりについて	
7番 八巻喜治郎君	37
①安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくりという目標について	
②国見町のPRについて	
12番 渡辺勝弘君	41
①当町のプレミアム商品券事業と今後の新たな取り組み方について	
②町長が考える当町の未来予想図とは	
8番 穴戸武志君	53
①公営塾「放課後ハル」の活用と学力の保障について	
5番 佐藤 孝君	59
①町事務執行適正化対策などについて	
11番 小林聖治君	75
①町長の町政執行の姿勢、およびまちづくりの基本方針について	
②県北浄化センター用地の利活用について	
散会の宣告	80

第3号（12月13日）

議事日程	81
出席議員	82
欠席議員	82
遅参及び早退議員	82
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	82
本会議に出席した事務局職員	82
開議の宣告	83
議案第76号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	83
議案第77号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す	

	る条例	83
議案第 7 8 号	国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例	85
議案第 7 9 号	国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	85
議案第 8 0 号	国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	86
議案第 8 1 号	国見町チャレンジオフィス条例の一部を改正する条例	86
議案第 8 2 号	令和 6 年度国見町一般会計補正予算（第 4 号）	88
議案第 8 3 号	令和 6 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	95
議案第 8 4 号	令和 6 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	96
議案第 8 5 号	令和 6 年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）	97
	追加日程の議決	98
	議員の派遣について	98
	常任委員会の所管事務調査について	98
	町長挨拶	98
	閉議及び閉会の宣告	99

国見町告示第 1 0 1 号

令和 6 年第 7 回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

国見町長 村上利通

記

1. 期 日 令和 6 年 1 2 月 1 0 日

2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（11名）

1 番 斎 藤 樹 君	2 番 佐 藤 多 真 恵 君	3 番 菊 地 勝 芳 君
4 番 （ 欠 番 ）	5 番 佐 藤 孝 君	6 番 蒲 倉 孝 君
7 番 八 巻 喜 治 郎 君	8 番 宍 戸 武 志 君	9 番 （ 欠 番 ）
10 番 山 崎 健 吉 君	11 番 小 林 聖 治 君	12 番 渡 辺 勝 弘 君
14 番 佐 藤 定 男 君		

- ・ 不応招議員（1名）

13 番 松 浦 常 雄 君

第 1 目

令和 6 年第 7 回国見町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 議席の変更及び議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第 7 6 号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7 7 号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7 8 号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7 9 号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8 0 号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 8 1 号 国見町チャレンジオフィス条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 8 2 号 令和 6 年度国見町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 2 議案第 8 3 号 令和 6 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 8 4 号 令和 6 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 議案第 8 5 号 令和 6 年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）

・出席議員（１１名）

１番 斎藤 樹 君	２番 佐藤多真恵 君	３番 菊地勝芳 君
４番 （欠番）	５番 佐藤 孝 君	６番 蒲倉 孝 君
７番 八巻喜治郎 君	８番 穴戸武志 君	９番 （欠番）
１０番 山崎健吉 君	１１番 小林聖治 君	１２番 渡辺勝弘 君
１４番 佐藤定男 君		

・欠席議員（１名）

１３番 松浦常雄 君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 村上利通 君	教 育 長 高橋幸子 君
総 務 課 長 澁谷康弘 君	職 務 代 理 者 大勝宏二 君
税 務 課 長 佐藤光男 君	企 画 調 整 課 長 榊 英 則 君
ほ け ん 課 長 佐藤温史 君	住 民 防 災 課 長 黒田典子 君
産 業 振 興 課 長 佐藤智昭 君	福 祉 課 長 佐藤智宏 君
建 設 課 長 村上幸平 君	農 業 委 員 会 長 穴戸浩寿 君
会 計 管 理 者 兼 阿部善徳 君	農 事 務 局 長 大勝晴美 君
会 計 課 長 中條伸喜 君	上 下 水 道 課 長 小野笑子 君
教 育 施 設 課 長 八島富一 君	教 育 総 務 課 長 佐藤徳正 君
農 業 委 員 会 会 長	生 涯 学 習 課 長 代表監査委員

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 実沢隆之 君	書 記 八島 章 君
書 記 豊野好洋 君	書 記 木村恒夫 君
書 記 石澤 廣 君	

◇開会の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は１１名です。定足数に達しておりますので、これより令和６年第７回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） 初めに、議会を代表いたしまして、村上新町長に歓迎の言葉を申し上げます。

去る１１月１０日に執行されました国見町町長選挙におきまして、多くの町民の支持を得て見事に当選されましたこと、誠におめでとうございます。議員一同、心よりお喜び申し上げます。

さて、急速に進展しております人口減少、少子高齢化対策など、厳しい社会経済状況下において、町民福祉の向上をはじめ、解決すべき諸課題が山積していることは、ご承知のとおりであります。

新町長におかれましては、広く町民の声を聞かれまして、大きな視野に立って施策の実現に当たられますことをお願いする次第であります。

国見町議会といたしましても、住民の意思を十分に踏まえ、議決機関としての機能を果たしながら、魅力あるまちづくりのために努力を傾注する所存であります。

結びに、村上町長にはご自愛の上、町民福祉の向上と幸せのためにご尽力賜りますようご期待を申し上げまして、歓迎の言葉といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、松浦常雄議員より、入院治療のため本定例会を欠席する旨、届出がありましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇議席の変更及び議席の指定

議長（佐藤定男君） 日程第１、議席の変更及び議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第３項の規定により、現在お座りいただいている議席に変更いたします。

なお、同条第２項の規定により、国見町議会議員補欠選挙において当選されました斎藤樹議員につきましては、１番の議席に指定いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（佐藤定男君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、７番八巻喜治郎君、８番穴戸武志君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（佐藤定男君） 日程第３、会期日程の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの４日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１３日までの４日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、監査委員、農業委員会会長、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第４、諸般の報告を行います。

議会関係について、事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（実沢隆之君） 議会関係についてご報告いたします。

令和６年第６回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

去る１１月１０日執行の国見町議会議員補欠選挙において当選されました斎藤樹議員の所属常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第５条第２項により、議長において、産業建設常任委員会委員に選任いたしました。

本定例会に、町長より、別紙議案提出書のとおり議案１０件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情１件であります。

一般質問の通告は８議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

定期監査及び例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、公立藤田病院組合議会について。１０番山崎健吉君。

１０番（山崎健吉君） 公立藤田病院組合議会について報告します。

令和６年第３回定例会は、１０月１５日午後１０時から、同病院会議室において開催されました。佐藤議長、八巻議員、蒲倉議員と共に出席しました。

本会議の前に、本年４月から８月までの事業報告がありました。

前年同期に比べ、外来者数は４４２人増加し、入院患者は３１６人増加し、１人当たりの入院単価も３，２０３円増加となりました。しかし、医業収入が増加した反面、医業費用の給与費、材料費なども増加しており、収支差引額は前年を下回っております。

また、昨年導入しましたロボット、名称ｈｉｎｏｔｏｒｉ、手術導入については、

当院の強みに生かし、経営強化プランの徹底に努めることと、管理者からの発言がありました。

続いて、定例会提出議案は、条例制定1件、条例改正議案5件、令和5年度会計決算認定の計7件の提案がありました。

議案につきましては、第9号、公立藤田病院組合専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の制定については、水道法により水道事業者の設置が義務づけられていることから、条例の制定とするものです。

地震により水道水が使えなくなったことから、敷地内を掘削し、今年3月に井戸水による自動水道設備が完成しました。なお、当院では、1日約170トンから180トンを使用しており、現在、使用率は、上水道60%、井戸水を40%の割合を混ぜて、節約に貢献しております。

次に、議案第10号、公立藤田総合病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号、公立藤田総合病院職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号、公立藤田総合病院職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、ただいま申し上げました議案第10号から14号までは、県条例に準拠し、条例の移動、または削除及び文言の整理、追加、改正を行うものであります。

また、認定第1号、令和5年度公立藤田総合病院事業会計決算認定につきましては、収益的収支は、総収益が63億5306万2000円、総費用が65億2883万円で、1億7576万8000円の純損失となりました。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、2類感染症から5類感染症になりました。しかし、コロナの影響の継続もあり、入院患者数が以前から戻らない状況で、収入の回復には至りませんでした。また、賃金上昇の物価高など外部環境の変化もあり、病院経営への影響は厳しいものがあります。

その結果、経営収支は4期ぶりの赤字決算となりました。

なお、詳細につきましては、お手許の配付の議案書の写しをご覧ください。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、伊達地方消防組合議会について。3番菊地勝芳君。

3番（菊地勝芳君） 令和6年度第5回全員協議会、伊達地方消防組合議会について、私から報告いたします。

10月23日、小林議員と共に伊達地方消防組合議会に出席してまいりました。

9時30分より全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、10時より、伊達地方消防組合議会臨時会が開かれました。提出されている議案は、5件であります。

令和5年度伊達地方消防組合一般会計継続繰越計算書の訂正について、2つ目が、令和5年度伊達消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、3番目が、令和6年

度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第２号）について、４番目に、工事請負契約の締結について、５番目に、動産の取得について、その５件ですが、全員一致で可決されました。

なお、お手許に議案提出書の写し等配付しておりますので、ご覧いただきたいと思いをします。

以上で令和６年度第５回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

以上です。

議長（佐藤定男君） 以上で諸般の報告を終わります。

ごめんなさい。最後に、失礼しました、伊達地方衛生処理組合議会について。８番 穴戸武志君。

８番（穴戸武志君） それでは、令和６年第３回伊達地方衛生処理組合定例会のご報告をいたします。

若干長くなりますんですけども、ご了承をお願いします。

定例会は、去る１０月２３日午後３時より、当組合会議室において開催されました。

次に、管理者より、提案理由の説明に先立ちまして、当組合における諸般の報告を受けました。

現在、ごみ焼却施設の更新に向けた取り組みとして、基本構想、基本計画等の策定や生活環境影響評価調査の事前準備等を進めております。なお、この生活環境影響評価の本格調査は来年度からとなりますが、その前段として、年明けの１月中をめどに住民説明会を開催いたします。具体的な開催日程はお知らせをしますとともに、住民の皆様には、各構成市町の広報紙等を通じてお知らせするとのこととあります。

続いて、提出議案について説明がありました。

本定例会に提出した案件は、令和５年度各会計歳入歳出決算認定について３件、令和６年度各会計補正予算３件の計６件でございます。

初めに、議案第１０号から議案第１２号までの令和５年度各会計歳入歳出決算認定については、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額６１２９万１８１２円、歳出総額６０９７万３１円、歳入歳出差引き３２万１７８１円となっております。

し尿処理事業特別会計については、歳入総額２億８９９２万２４０円、歳出総額２億８７１１万１４７５円、歳入歳出差引額は２８０万８７６５円となっております。

次に、ごみ処理事業特別会計については、歳入総額７億４２４６万２６８４円、歳出総額７億３３９５万７０９４円、歳入歳出差引額８５０万５５９０円となっております。

予算の執行にあたりましては、厳しい財政状況を踏まえ、効率的な施設の運営とともに、安心、安全を第一に、設備の維持管理を行います。施設全体の安定した稼働の確保や職場環境の保全に努めました。

なお、これらの審査については、来る８月２０日に実施をさせていただいております。

次に、議案第１３号、令和６年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算であります。歳入歳出予算それぞれに４９万９０００円を追加し、予算総額を５６２９万９０００円とするものであります。

歳入においては、繰越入金及び令和５年度決算確定による繰越金を増額し、歳出においては、職員報酬の変更等に伴い人件費を増額するものとしました。

次に、議案第１４号、令和６年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算それぞれに３６０万円を追加し、予算総額を２億２９６０万円とするものでございます。歳入においては、地方交付税特別充当額の確定による分賦金や令和５年度決算確定による繰越基金を増額し、歳出においては、規則改定等に伴う人件費や施設整備基金への積立金を増額するものでございます。

次に、議案第１５号、令和６年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算それぞれから４８８６万２０００円を減額し、予算総額を７億６１３万８０００円とするものでございます。歳入においては、令和６年度決算確定による繰越金を増額する一方、ごみ焼却施設更新にかかる令和６年度分の事業費確定に伴い、分賦金等を減額するものでございます。歳出においては、施設整備基金への積立金を増額する一方、職員構成の変更に伴う人件費や、事業費確定に伴う委託料を減額するものでございます。

詳細につきましては、お手許の資料をご覧くださいと存じます。

以上で伊達地方衛生処理組合からの報告を終わります。

以上です。

議長（佐藤定男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇議案の上程（議案第７６号～議案第８５号）

議長（佐藤定男君） この際、日程第５、議案第７６号から日程第１４、議案第８５号までの議案１０件を一括上程いたします。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（佐藤定男君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（村上利通君） 令和６年第７回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございます。

また、今般の国見町長選挙と同時に執行されました国見町議会議員補欠選挙におきまして、当選の栄に浴された斎藤樹議員に、心よりお祝いを申し上げます。町政伸展のためご活躍されることをご期待申し上げます。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、町政に取り組むにあたって所信の一端を申し上げます。

私は、今般の国見町長選挙におきまして、町民皆様のご支持をいただき、国見町長

に就任いたしました。改めてその責任の重さを感じております。

私は、町民皆様の気持ちをしっかりと受け止め、地域の誇りと未来を共にみんなが主役の地域づくりを基本理念に、まちづくりの5つの目標を掲げました。これまでのよいところは受け継ぎつつも、前例にこだわらない施策を展開してまいりたいと考えているところであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会には、条例改正などの一般議案6件、一般会計と各特別会計の補正予算の議案4件、計10件の当面する緊急で重要な案件を提案いたしました。

まず冒頭に、令和6年9月第5回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種についてです。

今年から、原則65歳以上の方を対象とした定期接種となり、伊達管内や福島市の医療機関で1人当たり2,100円の自己負担で接種を行っております。これからの冬の季節、インフルエンザや新型コロナが流行する時期となるため、感染予防に併せ、予防接種を呼びかけてまいります。

また、10月より、带状疱疹ワクチン接種費用の助成事業を伊達管内で初めて開始いたしました。上限はありますが、接種費用の2分の1を助成するもので、10月の1か月間で22名の費用助成申請がございました。

次に、保健事業について。

町民が健康に取り組むきっかけづくりのイベントとして、10月14日、くにみ健康フェスタ2024を開催し、血管年齢測定など健康に関するブースの出展や町応援大使の野崎洋光氏による健康レシピの実演を交えた講演などを行い、約450名にご来場いただきました。

また、40歳以上の方を対象とし、運動習慣を身につけていただくことを目的としたシェイプアップ教室後期コースには21名が参加し、ウォーキングを中心とした有酸素運動や筋力トレーニングに取り組んでおります。

11月16、17日と観月台文化センターで秋の総合検診を行い、128名の受診がございました。

次に、敬老会について。

9月14日、町内3会場で開催した敬老会では、総理大臣表彰や記念品の贈呈、歌謡ショー等が行われました。一方、75歳以上の招待者2,027名のうち、当日参加者は246人、12.1%でございました。敬老会の開催と今後の内容の検討を継続することといたします。

次に、医療・介護連携支援センターについてでございます。

自宅で介護、医療の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自ら自分らしく暮らし続けることができるよう、多職種協働による切れ目のない在宅医療、介護連携を支援する場所として、伊達地方在宅医療・介護連携支援センターを、伊達、

国見、桑折、川俣の1市3町が伊達市医師会に委託して、10月1日、開所いたしました。2日には、記念講演会が行われました。

次に、認知症カフェについて。

10月23日、高齢者の居場所づくりの一環として、コープふくしま国見店の店舗をお借りいたしまして、認知症カフェを開設いたしました。買物に来られた方に、認知症コーディネーターが、お茶を飲みながら座談会を行いました。

広く高齢者に対する理解をしていただくために、今年度初めて、中学2年生対象に、VRゴーグルを使用し認知症の講話と、高齢者疑似体験セットを使用した学習を行い、高齢者への理解と高齢者福祉の一端を学びました。

また、11月12日、18日、昨年に引き続き、18名に参加いただきました骨折予防教室を実施いたしました。管理栄養士の講話、理学療法士による運動指導を行いました。

次に、定額減税についてです。

我が国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度個人住民税から定額減税を実施いたしました。3,691名に対し、1人当たり1万円、総額3172万円の減税を行いました。また、定額減税を十分に受けられない方を対象に、調整交付金を支給いたしました。実績は、1,617名、計6603万円となっています。

次に、低所得者世帯と子育て世帯への生活支援対策についてでございます。

今年度新たに住民税非課税となった世帯に、子ども1人5万円、1世帯10万円を66世帯、子ども12人、720万円を給付、均等割のみ課税となった世帯に該当した世帯に、子ども1人5万円、1世帯10万円を56世帯、子ども7人に595万円を給付いたしました。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

初めに、防災訓練について。

9月8日に、5年ぶりの防災訓練を町内7地区で実施いたしました。第1部として、自主防災会を中心に、避難誘導、一時避難場所への避難、安否確認の訓練を行ったほか、各指定避難所では、避難所開設訓練、防災倉庫確認を行い、第2部では、炊き出し訓練や防災講話などを実施して、防災力の向上に努めました。

次に、交通安全と防犯事業についてです。

9月30日に、国道4号斎川パーキングで白石市とともに、みやぎ・ふくしま県境キャンペーンを行い、交通安全を呼びかけました。

さらに、11月28日に、桑折町イコーゼで桑折町と共催の交通安全町民大会を開催し、交通安全の取り組みに功績のある団体と個人を表彰いたしました。

また、10月26日には、鹿島神社例祭に併せて、暴力団排除のパレードを藤田商店街で実施しております。

次に、国・県への要望活動についてです。

10月4日、国が計画している国道4号福島北道路の早期の計画策定等を国等に働

きかけを行うため、伊達市、桑折町、国見町により、福島都市圏伊達地域道路整備促進協議会を設立いたしました。

なお、10月25日、福島河川国道事務所長、31日、東北地方整備局長、11月14日、国土交通省道路局長へ、それぞれ整備促進協議会として要望を行いました。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

県が実施している滝川、滑川築堤の河川改修工事の進捗は約75%、滝川築堤は既に完了し、滑川築堤については令和7年度完成予定との報告を受けております。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、結婚世話やき人について。

10月20日に行われました結婚世話やき人主催の交流会には、町内外から男女11名が参加し、トークやゲームで交流を深めました。あわせて、参加者と結婚世話やき人との相談会も行われております。

次に、出産・子育て応援事業についてです。

これまでに、妊娠した際に給付する出産応援給付金5万円は17人、また、出産後に給付する祝い金は、すくすくももさぼ祝金10万円は、紙おむつなどと一緒に11人に給付しております。

次に、子ども・子育て支援推進協議会について。

10月3日、子ども・子育て支援推進協議会を開き、子どもと子育て支援の取り組みについて協議いたしました。今後も子育てに優しいまちづくりの検討を継続してまいります。

次に、藤田保育所、くにみ幼稚園についてです。

藤田保育所は10月4日に、国見幼稚園は10月5日に、それぞれ運動会を行い、家族や地域住民が見守る中、駆けっこ、親子競技、ダンスを披露いたしました。

次に、来年度の園児の応募状況についてでございます。

12月1日時点で、藤田保育所は、1歳15人、2歳22人、計37人、くにみ幼稚園は、3歳32人、4歳29人、5歳37人、計98人となっております。昨年度と比べ、藤田保育所は11人減、くにみ幼稚園は16人増となっております。

次に、国見小学校、県北中学校についてでございます。

国見小学校運動会は10月12日に行われ、上学年が中心となり、アイデアを出し合いながら準備を進めました。当日は多くの声援を受けて、1人1人が全力で取り組んでおりました。

また、10月19日には県北中学校で柏葉祭が行われ、ビッグアートの披露、職場体験の報告、クラス対抗の合唱など、実行委員会が中心となり、工夫を凝らした発表がありました。

なお、福島県教育委員会主催で10月に開催されました算数ジュニアオリンピックにおいて、国見小学校の6年生の高橋由宇さんが銀メダルを受賞し、今月表彰式が予定されてございます。

次に、国見町PTA連絡協議会要望についてです。

町PTA連絡協議会は、10月24日、幼稚園、小学校、中学校における施設や設備の改善、通学ルートの防犯灯設置、幼稚園や柏葉体育館周辺の町道の安全確保、スムーズな発達検査体制の構築、中学校の通級指導教室の新設といった教育環境の充実を求める要望書を、町と教育委員会へ提出しています。

また、要望書の受理と併せて行った意見交換では、町も議会も教育環境充実のための議論をしっかりと進めてほしいとの意見をいただきました。

次に、スクールバスについてです。

11月18日、スクールバス地区懇談会を開催し、次年度の利用見込みや保護者アンケートの結果を基に、運用に関する意見交換を行いました。

次に、社会教育の推進についてでございます。

公民館事業のスマートフォン講座は、第1弾、第2弾ともに、主にシニア層がデジタル化社会に対応するため、初級から応用までの講座を熱心に受講しています。

地域学校協働本部事業では、学校支援として、小学5年生の総合的学習“町の達人聞く”に、町の歴史、文化、施設、産業などの町の達人をお呼びいたしました。児童は、学年発表の場で、達人からの学びをまとめ、発表しています。

家庭教育講演会は、元東北楽天ゴールデンイーグルス投手の横山貴明氏をお招きし、小学校5、6年生と保幼小中の保護者、教職員などが、失敗を成長につなげる前向きな考え方のコツを学びました。

次に、スポーツ事業についてです。

スポーツフェスティバル2024は、ユナイテッドFCコーチによるストレッチ協室、スポーツテストを実施し、自らの体力を再確認する機会となりました。

市町村対抗の軟式野球、ソフトボール、駅伝競走の大会が行われ、それぞれの競技で国見町チームが熱戦を繰り広げました。中でもソフトボールチームは、ベスト8という成績を収めました。

国見町駅伝競走大会は、町外からの新規チームの参加、仮装して走るチームの参加などがあり、昨年より2チーム多い16チームが出場し行われ、盛り上がりを見せました。

次に、芸術文化事業についてです。

松田華音ピアノリサイタル、ベーゼンドルファー秋の試弾会を開催し、ベーゼンドルファーの音色と響きを楽しみました。

国見町文化祭は、音楽芸能発表、ダンスパーティー、総合展示会を開催いたしました。各種団体が日頃の成果を披露する場となり、今年も多くの方が足を運びました。

次に、歴史まちづくりの推進についてです。

国見町歴史的風致維持向上計画2期計画の策定については、9月12日に、国土交通省、文化庁、農林水産省と2期計画策定に関する第2回協議を実施いたしました。今後、年内中に計画をほぼ完成させ、協議会、関係団体との協議、パブリックコメント等を適時実施していく予定です。

10月19日には歴史まちづくりの意識醸成のため、弘前大学平井太郎教授、福島

大学岩崎由美子教授、東北大学柳原敏昭教授、福島大学阿部浩一教授による、第16回歴史まちづくりシンポジウムを開催いたしました。

岩淵遺跡は、令和5年度に風害により一部損壊したところですが、かやぶき屋根の修繕が終了いたしました。10月27日のあつかし祭りにて、修繕工事の内容について説明会を実施いたしました。

10月27日に、あつかし歴史館において、大木戸歴史むらづくりの会と共催で、あつかしまつりを実施いたしました。万華鏡作り体験、おさがり交歓会、芋煮などを行い、多くの子ども連れでにぎわいました。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、国見町農業の地域計画と目標地図の作成についてです。

10年後の農地利用の姿を明確化した地域計画と目標地図の作成に向け、農業者の意向調査を反映した地図を用いて、11月19日から29日の期間で、規模拡大を目指す農業者を対象に、協議の場を5地区で計13回開催しました。今後も関係者と連携し、今年度中の作成を進めます。

次に、新規就農者の確保についてです。

国見町で新規就農を目指す意欲ある人材の確保に向け、9月8日に東京都内、11月大阪府内、同24日に福島市内、12月8日に東京都内で開催されました就農フェアに参加いたしました。今年度は7回の就農フェアに参加し、40人近い方々が国見町ブースを訪れました。

次に、新規就農者の育成についてでございます。

農業部門の地域おこし協力隊2人と、くにみ農業ビジネス訓練所長期研修生2人は、それぞれの自立就農に向け、精力的に研修をしています。

次に、鳥獣被害対策についてです。

鳥獣被害の低減に向け、各地域の実情に応じた地域ぐるみの取り組みを推進するため、12月4日から6日まで、3か所で地区懇談会、地区座談会を開催いたしました。

次に、農業振興に向けた意見交換についてです。

9月27日に、県北農林事務所長との意見交換会を行いました。町からは、農産物の適正な販売価格の形成に向けた国への要望活動と、高温耐性に優れた品種の開発などについて意見を交わしました。

次に、農産物PR事業についてです。

9月14日から16日まで、東京銀座歌舞伎座の木挽町広場でくにみ物産展を開催し、生産者7人が、農産物や加工品を自らPR、販売いたしました。

また、9月14日には福島空港、11月3日には岐阜県池田町と道の駅ふくしまで、国見産のモモ、ブドウ、リンゴ、西洋梨、6次化商品をPR、販売いたしました。いずれも、持参した商品は完売いたしました。

なお、10月19日には、くにみ米づくり研究会主催の新米販売会とあつかし農友会主催の秋マルシェが、道の駅国見あつかしの郷で開催されました。

次に、令和6年産米のモニタリング検査結果についてでございます。

国見町内で計3か所の圃場を選定し、検査した結果、いずれの玄米からも放射性物質は検出されませんでした。これを受け、検査結果公表日の9月13日から、令和6年国見産米の販売出荷が可能となりました。

次に、あんぽ柿の放射能検査についてです。

11月25日に、JAふくしま未来の国見共選場で、令和6年産のあんぽ柿検査を始めました。なお、福島県あんぽ柿産地振興協会は、今季の出荷目標を震災前の86%の1,330トンとしております。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてでございます。

指定管理者第三者評価選定委員会は、道の駅国見あつかしの郷と加工施設MOMOCOの指定管理を受託している国見まちづくり株式会社が、それぞれの施設を適正に管理運営していることを確認した旨の評価報告書を町に提出いたしました。同委員会へは、今後も指定管理者への適切な指導、助言をお願いすることといたします。

また、10月4日に、株式会社ポケモンから福島県を通じて寄贈されたオリジナルのマンホール蓋、通称ポケふたを、道の駅国見あつかしの郷に設置いたしました。

次に、国際交流についてでございます。

10月17日、約40年にわたり福島県しゃくなげ大使として、福島県とドイツのシュタットベルゲン市との交流に尽力されたシュミット勝子さんが来庁され、シュタットベルゲン市長から国見町への感謝状を持参されました。

次に、くに味でまんぷく！ウォー食ラリーについてでございます。

11月2日、商工会が主催した5回目となるこの催しに参加した180人、商店街の15店舗を巡りながら、地元店舗の魅力を再発見していたとの報告を受けております。今後の継続開催に期待いたします。

次に、消費者行政についてです。

11月14日と21日、県北中学校の3年生を対象とした、契約とお金のルールに関する出前講座を実施いたしました。

次に、国見町を巡る観光ツアーについてでございます。

11月23日、今年度4回目となるツアーは、発酵食品の店舗見学、三五八漬け体験など健康をテーマに開催し、6組11人が参加いたしました。今年度は、1月に5回目を開催いたします。

次に、あつかし山ビッグツリーについてでございます。

あつかし山ビッグツリー実行委員会は、今年で32回目を迎えるビッグツリー点灯式を12月22日に道の駅国見あつかしの郷で行い、1月5日まで点灯することを決定いたしました。

次に、中小企業・小規模企業の振興についてです。

中小企業・小規模企業振興条例の条例の施行に伴い、昨年度から行っております企業訪問は79社になりました。これまで、製造業、建設業、運輸業などが終了し、現在、小売業の企業訪問を行っております。今後も商工業者のニーズに対応した施策導入の検討を進めてまいります。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

初めに、町内会要望への回答、意見交換についてです。

町内会から出された要望への回答、意見交換を、9月に町内5地区で開催いたしました。貴重な意見と要望は、引き続き町政執行に生かしていくことといたします。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてでございます。

10月末現在で、町から本人に交付したカードは7,204枚で、交付率は8割強となっております。引き続き月1回の日曜窓口を開設し、普及を図る取り組みを継続することといたします。

次に、書かない窓口システムについてです。

来庁者の利便性と窓口業務の効率化を目的とし、デジタル田園都市国家構想交付金事業を活用して、11月1日から書かない窓口システムを導入いたしました。このシステムは、マイナンバーカード等に記録されている氏名や住所等の情報を顔認証システムにより呼び出し、申請書に印字するもので、来庁者にとっても住所等の記入の手間が省ける便利なものとなります。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、国見町合併70周年記念式典についてでございます。

9月18日、記念式典を開催いたしました。町発展に多大な功労のあった方々への感謝状贈呈や、書道家と幼稚園児による未来に向けたライブパフォーマンスなどを行いました。

次に、秋の叙勲についてでございます。

元国見町議会議長の東海林一樹さんが旭日双光章を、元教育委員会教育長の岡崎忠昭さんが瑞宝双光章を、元国見町消防団分団長の木村正義さんが瑞宝単光章を受章いたしました。

次に、国見町表彰式についてでございます。

今年度の表彰式は11月20日に行い、叙勲受章者を含む特別功勞表彰2名、功勞表彰4名、善行表彰3名と1団体、榮譽顕彰1団体の計11の個人と団体を表彰いたしました。

次に、第6次国見町総合計画と過疎地域持続的発展計画についてでございます。

9月19日に国見町総合計画審議会を開催し、第6次国見町総合計画と国見町過疎地域持続的発展計画の成果、進捗状況についての評価をいただきました。

次に、地方創生推進事業についてでございます。

国見町C I（コーポレート・アイデンティティ）策定の提案書の一次審査を9月20日に実施し、5点の作品を選出いたしました。その5作品の出展者から公開によるプレゼンテーションを行い、住民による投票を10月13日から11月8日まで実施いたしました。投票終了後、11月11日に実施した審査会により、最も得点を集めた1点を最終決定作品として選出いたしました。今後、専門家により知的財産権等について確認作業を行うこととしております。

盆地と里の芸術祭を10月13日、14日に、にぎわい創出の新たな分野として、

町内４か所において、演劇、写真展、マルシェ、芸術発表などを行いました。当日は、町内外から約１２００人が来町いたしました。

次に、移住・定住支援についてでございます。

１１月９日に東京交通会館で行われた移住相談会に参加し、１４組１７名との移住・定住の相談を受け付けております。引き続き、町内外への周知、移住者支援、空き家活用に取り組みます。

次に、ホームタウン協定を結んでいる福島ユナイテッドＦＣについてでございます。

福島ユナイテッドサッカー教室が、１０月１７日、１８日、小学校の１、２年生を対象に、１０月２４、３１日、幼稚園園児を対象に開催されました。

次に、地域おこし協力隊活動事業についてです。

ＳＮＳ、Instagramにて、地域おこし協力隊が、町内のグルメ、歴史、観光などを順次紹介し、国見町の魅力を発信しています。加えて、リンゴや野菜の収穫体験、奥山家住宅を活用したワークショップや、空き家を改修し交流スペースの設置準備など、関係人口や交流人口の創出、起業の準備を進めております。

それでは、本定例会に提案した各議案の概要を申し上げます。

一般議案について。

議案第７６号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、法律の改正に伴い、所要の改正及び必要な文言の整理を行うものであり、議案第７７号「国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」から議案第８０号「国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までは、人事委員会勧告に伴う給与関係の改正を行うものです。議案第８１号「国見町チャレンジオフィス条例の一部を改正する条例」は、事業主の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

補正予算につきまして、議案第８２号「令和６年度国見町一般会計補正予算（第４号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５億７２１５万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７０億３６５０万９０００円とするものでございます。

歳出補正の主なものは、人事委員会勧告による人件費、柏葉体育館空調施設整備事業、国見小学校体育館空調設備整備事業、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済制度補償金、町債の繰上償還などの増によるものでございます。

議案第８３号「令和６年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」から議案第８５号「令和６年度国見町水道事業会計補正予算（第２号）」までは、人事委員会勧告に伴う給与の改正や事業費の増などによるものでございます。

以上、本定例会に提案した各議案の提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明いたしますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いしまして、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（佐藤定男君） 以上で町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇
◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

11時10分より本議場において議案調査会を行い、その後、全員協議会を行います。全員協議会終了後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたしますので、ご参集願います。

明日11日は、午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時59分）

第 2 日

令和 6 年第 7 回国見町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（１１名）

１番 斎藤 樹 君	２番 佐藤多真恵 君	３番 菊地勝芳 君
４番 （欠番）	５番 佐藤 孝 君	６番 蒲倉 孝 君
７番 八巻喜治郎 君	８番 穴戸武志 君	９番 （欠番）
１０番 山崎健吉 君	１１番 小林聖治 君	１２番 渡辺勝弘 君
１４番 佐藤定男 君		

・欠席議員（１名）

１３番 松浦常雄 君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 村上利通 君	教 育 長 高橋幸子 君
総 務 課 長 澁谷康弘 君	職 務 代 理 者 大勝宏二 君
税 務 課 長 佐藤光男 君	企 画 調 整 課 長 榊 英 則 君
ほ け ん 課 長 佐藤温史 君	住 民 防 災 課 長 黒田典子 君
産 業 振 興 課 長 佐藤智昭 君	福 祉 課 長 佐藤智宏 君
建 設 課 長 村上幸平 君	農 業 委 員 会 長 穴戸浩寿 君
会 計 管 理 者 兼 阿部善徳 君	農 事 務 局 長 大勝晴美 君
会 計 課 長 中條伸喜 君	上 下 水 道 課 長 小野笑子 君
教 育 施 設 課 長 八島富一 君	教 育 総 務 課 長 佐藤徳正 君
農 業 委 員 会 会 長	生 涯 学 習 課 長 代表監査委員

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 実沢隆之 君	書 記 八島 章 君
書 記 豊野好洋 君	書 記 木村恒夫 君
書 記 石澤 廣 君	

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。議場にテレビカメラが入っておりますが、取材を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（佐藤定男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、10番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（10番山崎健吉君 登壇）

10番（山崎健吉君） 改めまして、町長就任おめでとうございます。町民の民意で選ばれたことであり、町政についてはノーサイドで取り組んでいただき、一日も早く国見町のプライドを取り戻し、他市町村に誇れる行政運営に取り組んでいただきたいと思います。

私からは、さきに提出しました2点について質問します。

前町長の任期4年間で実に約2年間、くにみ学園構想、そして高規格救急車問題で、国見町が一躍全国的に悪い意味で脚光を浴びました。町民はもとより、職員にも大変な苦勞をかけてきました。この混乱した町政と町のプライドを一刻も早く取り戻し、町民が安心して暮らせる町にしなければなりません。

また、町長は、「地域の誇りと未来を共に みんなが主役のまちづくり」をスローガンに選挙戦で訴えてきました。その公約について今後どのように行うか伺いたいと思います。まだ町政を全て把握しているとは思われませんので、重点施策として基本的な考えを改めて伺いたいと思います。

1番として、混乱続きの町政について今後どのように取り組むか伺いたいと思います。

1つ目として、公益通報に関する町長の考えであります。あと2番目についての考え方ですけれども、この2点とも今現在係争中ということですので、前任者が残した事項ですので、早く解決していただいて、村上町長の公約に専念できるよう、基本的には考えたいと思います。

まず1つ目ですけれども、職員がくにみ学園構想並びに高規格救急車開発事業に疑念を持ち、職務を逸脱して内部情報を取得したと。そして、監査委員会事務局に提供

したとして、町は情報セキュリティ対策要領並びに服務規定に違反したとして、3月に減給10分の1、6か月の懲戒処分を受けた。職員は後に、公益通報目的だったと、通報者の処分を禁じた公益者保護法に違反すると主張しまして、今、県人事委員会に審査を申告しておりますけれども、いまだ結論は出ておりません。この件について町長の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 10番山崎議員のご質問にお答えいたします。

事務的な部分を含みますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、公益通報につきましては、昨今、様々な事案がございまして、それらを目にしたときに、町としてどうしていくんだというところかと思っています。ここについては、町としてその取扱いを明文化しておく必要があるのではないかと考えているところでございます。

そのことから、町として町職員の公益通報に関する要綱を定めて、それによって対応していきたいと。いわゆるその取扱い、手続に差が生じることのないように対応していきたいと考えているところでございます。また、法律に沿って、案件ごとに顧問弁護士とも相談をさせていただきながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、議員冒頭におっしゃられましたけれども、現段階の係争中の部分に関しましては、詳細の部分につきましては答弁は差し控えさせていただきます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ありがとうございます。

では続きまして、後から町長にお話を伺いたいと思いますけれども、この続きなんですけれども、職員の処分に疑義を抱いた愛知県西尾市の職員も処分根拠を示す文書を開示請求しました。町は個人情報と理由に全面不開示とした。その後、審査請求、不服申立てですね、をしましたが、前町長は開示請求者を「何人も」と定めた情報開示条例を曲解して、町外在住者は開示請求権がないと、請求はできないというふうに却下しました。それで、同氏は町に対して全面不開示決定を取り消すように現在訴訟を起こしております。

情報公開・開示に解する解釈は、既に最高裁でいろいろな判決が出ておりますが、いずれこの裁判も、町は、あまり私個人的には勝ち目はないのではないかというふうに思っております。これ以上、町の財産を投入して続けていくのか、この辺についても、町長は選挙戦ですけれども、今回の判断そのものがおかしいのではないかというような判断をしておりましたので、この見解については町長自らお話をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 議員お質しの情報公開の訴訟につきまして、現在係争中ですので答弁は差し控えたいと思いますけれども、基本的には、法令、条例に従って、ルールに

則って、町行政不服及び情報公開・個人情報審査会にも相談して対応してまいりたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） それで、この町の開示条例ですね、ちょっと私も情報開示条例を見たんですけれども、町の開示条例によれば、審査請求があった場合、審議会というのがあるんですけれども、このときには審議会というのは開かれたんでしょうか、ちょっともう一回お答えください。これは総務課長だと思うんですけれども。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

審査会自体はその際は開いておりません。当時の委員長にこの件について相談をして、このような形でというような内容になったものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） そうすると、開示条例に従わないままに審査請求があったのにもかかわらず、審査会、これを開かなかったと、これは委員長の判断だと。これはこれで正しい判断なんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 先ほど町長申し上げましたけれども、現在係争中ですので、これ以上の詳細な説明については答弁差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 係争中ということですので、これ以上は私、質問しませんけれども、ぜひ条例に則ったことでやっていただきたいと思いますと思っております。

それから、2番目になりますけれども、信頼される国見町をどのようにして取り戻すかということですが、先ほど全体でお話ししましたけれども、くにみ学園構想、そして救急車問題、国見町が一躍マスコミに脚光を浴びました。この混乱した町政を早く戻していただきたい。

こうした混乱をどのようにするか、町長はこれまで以上に国見町を押し上げたいと、こう申しておりますけれども、その辺の見解を伺いたい。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、救急車、くにみ学園構想、様々な問題で国見のイメージはダウンしてしまったというふうな状況にあります。そういう意味で国見が有名になってしまったというふうなことは事実だと思います。これらを払拭しまして、まちづくりに取り組んでほしいという町民の思いが今回の選挙の結果だと受けとめております。

この混乱を鎮め、本来のやるべき町政をしっかりとやっていくためには、まず信頼される国見町、これを立て直していく必要があるというふうなことで、まず基本的なことですが、法律、条例、規則、ルール、これらに基づいた公正かつ透明な行

政運営を徹底してまいります。そして、町政の主役である町民の皆さんのご意見をよく聞いて、町民の負託を受けた議会の皆さんとも意見交換をしながら、国・県、関係市町村、そして関係機関の皆さんと意思疎通をしっかりとし、連携を深めながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） それで、今、話は分かりましたけれども、11月22日に、ご存じだと思いますけれども、内閣府から国見町が地域再生計画の認定の取消しの通知がありました。このことは皆様ご存じのように、この事件は、寄附を行うことでの代償としての便宜供与を図ったというふうに内閣府が明確に言っているわけですよね。町に企業版ふるさと納税については認められない、国見町はですよ。これは新聞を取っている方も見ていると思うんですけれども、民報新聞では1面に大きく掲載されているんです。事の重大性は町民の皆さんも改めて認識されたのかなと私は思っております。

全国的に前年度、企業版ふるさと納税のお金は470億円出ているんです、企業から。多くの市町村では地域再生事業の取り組みの資金として使われておりました。しかし、今回、国見町の誤った使い方によって、全国の市町村では今後大変厳しい基準になるというふうに言ってます。これも12月5日、今度、民友新聞の社説欄に、今の国会で伊東地方再生担当大臣は、国見町の不祥事を受けて、企業版ふるさと納税の不備を正す考えをきちっと示すというふうにしております。

我々も百条委員会での調査は、前町長をはじめ証人喚問、参考人招致、それから非公開による聞き取り調査、18名ほど行ってきたんです。残念ながら、証人喚問で記録を破棄したので分からない、記憶にないなどの答弁を繰り返しておりまして、我々百条委員会といえども、権限は調査だけなんですね。捜査の権限はありませんから限界がありました。

これ以上のことについては、村上町長は、再度、新たな目で、期間を区切って、町民の皆さんも含めて不安を抱かれないように、先導に立って検証する必要があると、私はそう思うのですけれども、町長はいかがなさいますか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 内閣府の計画取消しということにつきましては、国見町として重く受け止めております。今後、こういうことを二度と起こさないように、法令、条例に則った、ルールに則った町政運営をしっかりとやっていくということが必要であるというふうに考えております。

これまでの調査の検証ということでもありますけれども、私自身、町長になりました。様々な情報が、訴訟関係の資料がありますけれども、それらをしっかりと確認しながら、今後の対応につきましては考えていきたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ぜひ再度調査というか検証していただきたいと思います。

それから、2件目に入りますけれども、これは町長の公約を再度お聞きしたいと思

います。

町長が掲げる町民主体のまちづくりについて伺いたいと思いますけれども、具体的にはいっぱいあるんですけれども、6項目挙げておられますけれども、項目ごとに伺いたいと思いますが、当然これは予算も伴いますので、はい、分かりましたというわけにはいかない問題もいっぱいあると思いますけれども、そしてまた数年にかかることもありますので、逆に、来年度できるようなものについては具体的に答弁をお願いしたいなと思っております。

まず最初に、子育て支援でございますけれども、現在、3歳以上の子どもに対しては国からの補助により無償となっておりますけれども、3歳未満、0、1、2については保育料が有料となっております。これは、保育料の無償化については、私も昨年6月の定例会で質問しましたが、前任者は、国の補助制度があれば検討したい、こういうふうな答弁がありましたけれども、村上町長は国の補助がなくても保育料の無償化を掲げておるんですけれども、この実施時期、財源措置、どのように考えているか伺いたいと思います。

なお、ちなみに、今年度の保育園は、3月31日現在では、0から2歳までは66名在籍しているということですので、付け加えておきます。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

藤田保育所の保育料につきましては、現在、世帯の市町村民税所得割の合計額から区分に応じて利用料を算出し、保育料を徴収しております。

保育所運営事業費につきましては、国や県の補助はありませんので、利用料以外は全て町費となっているところです。ですので、無償化とする場合は全て町負担となります。今後、無償化した場合の課題を整理しながら、実施できるよう検討してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） よろしく検討をお願いいたします。

それから、認定こども園についてちょっとお話しさせていただきますけれども、保育園、それから幼稚園を統合した認定こども園については、前からも検討しておりましたけれども、一転して途中から、保育所、幼稚園、小中学校については、いわゆる一貫校、くにみ学園構想が提案されましたが、町民にも理解が得られず、結果的に議会でも否決しました。現在は凍結になっておりますが、町長もこの件については、認定こども園は開校したい、こういうふうにしていますが、町長としての今後の進め方、何か名案があったらお知らせ願います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

認定こども園につきましては、集団活動や異年齢交流がしやすく、健やかな育ちを支援できるなど、保育、教育の両面から必要性が高く、また、保護者の送迎負担の軽

減など、子育て支援の面からもニーズが高いと考えております。

さきに実施しておりました教育施設の健全度調査の結果等も踏まえまして、町内における教育施設の在り方、これについて検討を進める中で、保護者をはじめ、町民の皆様、議会の皆様、保育士、幼稚園教諭にもご意見等を広く伺いながら、場所、時期等を含めました整備方針について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ぜひ、町民も待っているわけですから、丁寧に町民の皆さんにも説明しながら、早期に取り組んでいただきたいと思います。

それから、2番目の高齢者への支援についてであります。

人生100年時代となりまして、65歳以上の高齢者は国見町では約42%と、県北地方では一番高齢者が高い町であります。健康年齢を長く保つことは、日頃からの健康管理が必要であると私は考えております。高齢者の健康は医療負担の減にもつながることです。

特に、75歳以上が対象外となっている人間ドックの対象年齢を引き上げることは、健康を維持するには大切なことであります。年齢に制限がなく、いつまでも実施するということは考えられませんが、ちなみに、隣の町でも79歳頃まではやっていると言っておりますので、この実施時期も含めまして、町長の考え方を伺いたい。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

現在、国見町における人間ドックの受診費用助成は、40歳から74歳までの国保加入者を対象に行っております。一方、75歳以上の方には、町の総合検診と脳ドック、胃カメラ検診などにより各種検診を受診いただき、町民の健康増進を図っております。

人間ドックのよい点は、健康診査、脳ドック、胃カメラなどの検査を医療機関において一度にできるという利便性があり、75歳以上も受診費用助成について続けてほしいという町民の皆さんからの話もあります。

このようなことから、今年度、国保加入者の受診定員の拡大も含め、現在実施している公立藤田総合病院や他の医療機関とも受入れ人数の拡大について協議を進め、令和7年度のドック受入れ人数について一定数の増を見込めることとなっております。今後、町の人間ドックについては、対象年齢、受診時期、個人負担金の額などについて検討し、町民の皆様の受診環境を整えていきます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ありがとうございました。大分前向きの話になってきたと思っております。

それから、介護用具の支援ですね。

これ、ちょっと私もよく分からないんですけども、この介護支援というのは、介

護ベッドとか車椅子とか送迎用など広範囲にわたって支援すると、こういう格好だと思ってくれるけども、今考えているのは、どの辺を補助したい、補助するというふうに考えているか伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

現在、町では、介護給付以外の支援として、独り暮らしの高齢者等を対象に、日常生活用具である自動消火器、電磁調理器、火災報知器の給付、緊急通報装置貸与事業、配食サービス事業等を行っております。

介護給付の支援については、今後、一般会計で給付以外の支援を検討します。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） では、次に移ります。

次は農業者の支援についてであります。

国見町の基幹産業というのは農業だと、ここずっと言われています。農業者の人口は、統計の取り方によっていろいろあるんですけれども、ちょっと私もなかなか見つからなかったんですけれども、令和2年現在、耕作面積が30アール以上の農地を所有している農家を対象とした統計ですから、世帯所得の50%以上を農業とした場合は113あるそうです。あと、世帯所得が50%以下とした場合を兼業農家というんだそうです。そうした場合は、これが421世帯で、全部で農業534世帯、大分少なく見えるんですけれども、これ、では、先ほど前段でつけましたように、30アール以下の農業については入っていませんので、それ以外については人口がもっと増えるというふうになると思われます。

そして、これから、遊休農地、これ大分あるんですよね、80ヘクタール。全体の6%はいわゆる非耕作地であります。これ、なぜ非耕作地なのか分かりませんけれども、労働力がないから、それから後継者がいないから、いろいろあると思いますけれども、まして農作業は季節的な作業でありますので、なかなか労働者が集まらないと私も聞いております。

町長は、臨時雇用の労働力を確保するために、人材センターの設置、それから人件費の補助、これを検討しているというふうに言われておりますけれども、どのような形で人材センターをつくって人を呼んで補助するのか、ちょっと伺いたい。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

まず、農業分野での労働力確保については、シルバー人材センターが挙げられますが、定年延長などの影響で会員数は年々減少し、シルバー人材センターだけでは労働力を確保できていないのが現状です。このため、町では、スマートフォンのアプリを活用した労働力の確保などを推進してきました。

今後は、ふくしま未来農業協同組合および伊達果実農業協同組合などの関係機関と十分に連携し、町内外問わず幅広い世代の方々を含めた労働力の確保に努めてまいり

ます。また、それと併せて、今叫ばれているスマート農業、ドローンでしたりAI等を活用したスマート農業についても引き続き推進をしてみたいと考えてございます。

次に、人件費の支援については、ここ3年間、毎年最低賃金が50円前後アップするなど、物価高騰と同様に人件費も急騰しています。雇用者の視点では、時給アップで所得が増えますが、個人農業経営者の視点から見ますと、経費である人件費が毎年急騰しているにもかかわらず、それに見合う販売単価が追いつかず、経営者自身の所得は増加していません。

現在、雇用労働人件費に対する町からの支援はありませんが、農業委員会と連携の上、農業経営者の窮状を県などの関係機関に伝えるとともに、国の法整備で農作物の適正な販売価格が形成されるよう県に要望書を提出してございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 先ほど、シルバーセンターでも人材確保が難しいとこういうふうにあったんですけれども、この間の、2年くらい前かな、テレビとかやっていたけれども、福島市は市の職員を繁忙期に農家に手伝いにやらせるという手もあったんですけれども、国見町は兼業農家の人が職員がみんな多いので、それは難しいという話が出たので、何らかの方策を考えていただきたいなと思っております。

それから、災害に対応できる多目的施設の整備についてちょっと伺いたいと思います。

観月台文化センターの体育館が、令和2年、また3年の地震によりひびが入りました。そして、アスベストが飛び散るなどの理由により取り壊れまして、現在は更地となっています。しかし、災害時の避難場所としては必要であると町民の方が再建を望んでおります。

町長は、災害時の避難施設として、また平時は高齢者も子どもも若者も集える交流の場として、多目的施設を整備したい、そのように言っておられますけれども、どのような施設を考えているのか。また、前任者は、駅前開発と観月台公園の施設については総合的に計画したい、こういうふうな話をしておりますが、町長は、個別に、ばらばらにというんですかね、そういうふうな格好でやるのか、ちょっとその辺をお伺いしたい。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

今、議員のご指摘のとおり、現在、町の活性化を図るために必要なまちづくりの計画というものを検討しているところでございます。その上で、町におきましては、災害に強い安全・安心で住みよいコンパクトなまちづくりの形成の促進と生活サービス機能等を計画的に誘導していくための計画でございます、立地適正化計画の策定を目指しております。

この計画でございますが、まずは地域住民の生活の利便性の維持・向上を図るため

に町が講じる施設としまして、まずは藤田駅前の広場の整備、観月台公園の整備、さらに観月台体育館跡地などの有効利用を関連性を持って計画策定を行っていきたいと考えているところでございます。今後、議員お質しの多目的施設につきましても、その一つとして検討を進めたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ぜひ、この施設を含めまして、計画的に早めに計画書を作って我々にも提案していただきたいとこのように思っております。

それから、5番目になりますけれども、みんなが集えるまちの駅の整備についてでありますけれども、空き地、それから空き家、それから空き店舗を活用した住宅、事業所として提供し、町の活性化を図るとのことですが、私もちょっと調べたんですけれども、令和4年12月の答弁で、空き家の件数は今169件あるそうです。これ令和4年の話ですけれどね。管理不全が35件との答弁であります。また、商工会のほうもちょっと調べたんですけれども、商工会の会員数は、商業が115名、工業が70名だそうです。空き店舗は商工会で把握しているんですかという話を聞いたんですけれども、残念ながら、会員が脱退したことについては把握していないと、こういう状態であります。

ですから、今後この事業を行うには、後継者問題も含めて、どのように進めていくのか、本当に十分な検討が私は必要であると思っておりますので、その辺についてお伺いしたい。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

藤田商店街では、店舗を閉店したまま空き店舗や空き家になっている建物、さらに平成23年、令和2年及び令和3年の3回にわたる大地震で建物を解体したまま空き地になっている土地があります。まずは、にぎわいを取り戻すため、そのような建物や土地を公共性、公益性を含む様々な観点から若者などが起業の場として活用できないか検討を進めてまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） それで、町長が考えている中心市街地に町民が交流できるまちの駅、これを進めていくというふうに公約をしておりますが、どのような計画か、構想をどのように持っているかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

国見町の中心市街地である藤田商店街、にぎわいが少ない。観光客の皆さんは道の駅のほうに大勢毎年こられていて、中心市街地の商店街のほうに回遊するような拠点としまして、まちの駅というものを設置して、にぎわいを取り戻していくというふうな考えでいるものでございます。それに加えて、町民の皆さんと一緒に交流できる場

としても活用できる、そういった拠点として、まちの駅を設置していきたいと考えております。

そこで、まずは商店街の中に、先ほど来169件というお話でしたけれども、現在どのような物件がどのくらいあるのか、状態も含めて、使えるかどうかの点も含めまして空き店舗を調査することなど、情報収集を進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ぜひ、また国見町、それから商店街が活性化できるようにお願いしたいと思います。

それから、6番の遊休土地の確保と企業誘致検討でございますけれども、これ、いろいろあるんですけれども、移住定住に必要なのは、住居、住むところですね、働く場所があることが私は重要であると。結局、国見町には住宅地がないんで、隣の桑折町とか伊達市に住んでいるんだという話をよく聞くんですけれども、本当に国見町には住宅地がないのか、これは本当に、先ほど町長が言ったように、空き地、空き店舗も含めて調べる必要があると思いますけれども、これはちょっとあれなんですけれども、くにみ学園構想で候補地となった土地が2つあるんですね、藤田に。これ、使えるか使えないか分かりませんが、教育委員会で使えるから2つ挙げてきたんでしょうけれども、駅前の遊休町有地、あとまばらとなっている源宗山住宅、これ学校造れますよということですから、2校分ですよ。2万9,700平米あるんですよ。これ、道路を差し引いても、一般的に60坪くらいが分譲地だとすれば、計算したら、100戸くらいは可能なんです。

だから、ぜひ、町がやるのではなくてもいいんですから、これは民間に頼んでもいいから、そういうような開発ができないか、そして先ほど言った土地の整理をして、ぜひ有効な活用ができるよう、町民がというか、ほかの町の人たちが国見町にも住んでいけるようによろしくお願いしたいと思います。それで、今の話について見解をお願いしたい。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 答えいたします。

議員ご指摘の町内の遊休地の活用、そして住宅供給についてのお質しでございますが、まず遊休地を利用した住宅供給につきましては、まずは民間の活力を活用することが重要であると認識しているところでございます。

町としましては、まずは民間開発を積極的に後押しする、そのような具体的な施策について今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ぜひ遊休地を活用して、移住定住の人にも働きやすい、住みやすい土地をぜひ開発していただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、働く場所について、再三にわたって町に企業誘致を我々も訴えてきましたが、今現在ある国見町の団地は、山崎工業団地は14社

で従業員は約４００人いるそうです。小坂工業団地は１２社で約３７０人ほど、合計で２６社で７５０人ほどが国見町の工業団地で働いていると言われているんです。しかし、この中で、社員が町内か町外という色分けするのはおかしいんですけれども、これは少ない。それで、町外からの労働者が多いのではないかと、こういうふうに言われております。

そこで、町長は県庁勤務時代に企業誘致に積極的に取り組んできたというふうに言われております。国見町の人口減少を少なくするためには、まず魅力的な働き場所、住む場所、これがやはり喫緊の課題になってくると思っております。町長は常々、国見町には２つの駅があります、国道があります、道の駅があります、インターチェンジがあります、サービスエリアがあります、こんなに交通便がいいのに、何で国見町にはこういった働き場所がないのというふうに伺っております。町長が、働き場所の確保、企業誘致はどのように考えているか、ぜひ町長からご意見を言っていたきたい。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

国見町の力を発揮していくためには、やはり産業の力が重要でございます。そして、その雇用吸収力、働く場所が提供されるということは、まず住民の皆さんが国見で生きていく上で非常に重要なものでございます。ですので、もっと経済活動を盛んにさせるというようなことで、企業誘致というものを進めるべきだというふうに考えております。

そういった中で、現状、国見町におきましては、工業団地に空いている土地がないと。そして市街化調整区域、市街化区域の企業が立地できる場所も限られているという中で、現在、未利用となっている土地をまずリストアップしまして、そこがどのように使えるのか、企業の生産拠点として使えるのか、事務所なのか、商店なのか、住宅なのかというところを調べた上で、産業の誘致に働きかけを外に向かってやっていくということをまずはしていくという考えでございます。

工業団地造成はかなり長い期間と膨大なコストがかかりますので、まずはそういった、大規模でなくとも、中小、小規模の企業であっても、町内の空き地、空き家、そういった部分に活用しまして、入っていただくというような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

１０番（山崎健吉君） 最後に、議会と行政はよく両輪だと言われております。議会としても、国見町のプライド、それから町民の誇りを取り戻すための一層の努力を続けていきたいと思っております。町長も、町民との対話はもとより、職員や議会とのコミュニケーションをよく取り、開かれた町政を実行されることをお願いし、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤定男君） 次に、６番蒲倉 孝君。

（６番蒲倉 孝君 登壇）

6 番（蒲倉 孝君） 令和 6 年第 7 回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しております内容について質問させていただきます。

改めまして、村上町長、就任おめでとうございます。

町長が今回の選挙にて公約に掲げていた点、先ほど山崎議員からも質問がございましたが、私からも 2 つ、違う見方で質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 つ目、企業誘致及び住宅供給について。

令和 4 年 9 月議会定例会一般質問にて、前町長は新たに工業団地を造成する考えはないとの答弁でしたが、現時点での町の考えをお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 6 番蒲倉 孝議員のご質問にお答えします。

町長の選挙公約には、「誰もがイキイキと活躍できるまちづくり」として、企業誘致を積極的に行い、地域経済の活性化と雇用の確保を図ることが明記されていますので、まずはソフト事業として、交通の便に優れた点を P R しながら、企業誘致に向けた商談会などに積極的に参加してまいりたいと考えています。

次に、ハード事業として、受皿となる工業団地の造成につきましては、関係機関との調整、候補地の選定、用地交渉、進出企業の具体的な建設計画など、相応の時間が必要になります。また、工業団地の造成には多額の財政支出が発生しますので、財源確保や将来的な財政シミュレーションなど、慎重な対応が必要になるとも考えています。

現状では、工業団地の造成ではなく、先ほど町長が答弁しましたとおり、個別の民有地あるいは建物など、今あるものを有効活用するためのマッチングを行うことやオーダーメイド方式を優先していきたいと考えています。また、企業からの相談体制などを充実させることで、企業が進出しやすい体制整備も併せて進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 少し進んだように思いますが、ほぼ今までどおり。

2 つ目ですけど、（2）番目、国見町のほとんどが市街化調整区域になっているのは皆さんご存じだと思いますが、ちょっとちっちゃいんですけど、これが国見町、これほとんど市街化調整区域、ここだけが市街化区域。この市街化区域だけを抜粋したのがここなんですけど、この中でも建物の規制がかなり多いですね。今ご答弁いただきましたけど、やはりあるものを使うのは正しいんですが、農地転用とか、そういったことは考えていないのか、改めて町の考えを伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えをいたします。

蒲倉議員から今ご提示されました地図のとおり、市街化区域内には工業団地を造成するためのまとまった土地が現在ありません。このため、工業団地を造成するためには、具体的な企業の進出計画に基づいた地区計画を策定の上、市街化調整区域の農地

を転用する必要があります。

市街化調整区域内の農地転用に関する許可権者は、国見町の農業委員会ではなく福島県になります。もちろんその転用面積が4町歩を超えますと今度は国の許可が必要になってきますが、許可権者がまずは町ではないこと、つまり、農地転用については、福島県や福島県農業会議などの関係機関と事前調整が必要となり、許可が下りなければ農地転用はできません。

一方、国見町内の農業従事者数の減少により、遊休農地が点在するなど一部の農地が有効活用されていないのもまた事実です。農地を集積、まとめることで効率的な農業経営を推進しつつ、市街化調整区域内で一定程度のまとまりを持った農地を商工業の振興用地として活用できるかどうか、将来的に農業、商業、工業がバランスよく発展できるような土地の利活用を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

先ほど山崎議員からの質問に町長がご答弁いただいておりますが、企業誘致、住宅供給については、先ほどの答弁の考えでいかれるということですが、今のお話に出ましたが、農地転用、面積にもよりますけれども、福島県になりますので、町長の人脈から福島県などに働きかけは今後行っていられるのかどうか、町長にお聞きします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 農地の転用許可については、国・県等に相談に行くということはやっていきたいと考えております。しかし、農地転用の許可制度、法律でがんじがらめになっておりますけれども、そういった意味ではやれる部分はありますけれども、先ほど地区計画という話もありましたけれども、計画が決まっていないと転用はなかなか難しいというふうなことで、その辺のところを踏まえながら情報収集をして、どのようなことができるのか考えてまいりたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 町長、ありがとうございます。ぜひ県のほうにご相談のほうお願いいたします。

2 つ目の質問です。

認定こども園の設置についてですが、第6次国見町総合計画、施策の3-1-1、子育て支援の推進にある認定こども園について、令和6年3月及び9月議会定例会一般質問で、私がくにみ幼稚園のリノベーション提案をさせていただきました。町としてはこのリノベーションについて検討されているのかどうか、町の考えをお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

認定こども園の整備につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございます。

なお、認定こども園の整備方針の検討にあたりましては、施設の在り方を様々な視

点から検討する必要がありますので、蒲倉議員からご提案いただきました園舎のリノベーションにつきましても、築30年以上たっている園舎であると、こういったことも踏まえつつ検討しなければならないというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 続けて、この同様の計画というのは、審議会にて内容が訂正されているため、元に戻すようお願いいたしましたが、元に戻すという議論にはならないとの答弁でした。しかし、その後開かれました審議会では、総合計画全体の見直しを行うとの報告があり、二転三転しております。この件について町の考えをお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

総合計画全体の見直しについては、計画の期間が令和3年度から令和12年度までの10年間で、令和8年度から後期計画の期間に入るため、令和7年度において計画の前期の総括や後期期間の見直し、KPIの修正など、総合計画全体の見直しが必要であるというふうに考えています。よって、このくにみ学園の部分についても検討が必要になるというふうに考えています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） ということは、来年度検討していつて見直すということによろしいですね。

では、また町長にお伺いします。

認定こども園は、くにみ学園構想凍結で止まっている状態ですが、それはちょっと間違った情報が流れていますけど、私個人、議員としても議会としても早急に進めなくてはならないと思っている。何か拒否されたとかという話も聞きますけれども、そうではないです。

これは、新たな場所に、先ほども話が出ましたけれども、新築するのか、建て直すのか、リノベーションなどを行っていくのか、これ検討していくということですけど、町長、いつまで検討して、いつ頃開園したいと考えているのかお伺いしたいんですが、短期間、低コストを考えるなら、私が提案したからというわけではないですけど、今の建物を利活用してリノベーションというのが有効的かなと思いますが、町長の考えをお伺いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 小中学校、そして保育園、幼稚園の設備、建物の更新計画につきましては、くにみ学園構想の問題で止まっておりましたけれども、そもそも30年長きにわたって古くなってきているというふうなこともありますので、その更新計画、建物健全度調査を踏まえながら、どのようなやり方を、リノベーションがいいのか、建て替えのほうが安いのか、そのコスト比較、機能比較をしっかりとしながら、町民の

皆さん、議員の皆さんと連携して情報共有しながら、本当によい方法を探っていきたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 嬉しい答弁いただきましてありがとうございます。

これは早急にさせていただきたいんですが、先ほど私、いつまでとお聞きしたと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） その時期、期間の問題につきましては、これから詳細を、一旦止まってしまうていた計画ですけれども、もう一度、現時点の状況に合わせて再検討を始めてまいりたいというふうなことで、はっきりしたことは申し上げられませんが、できるだけ早いうちに進められればというふうに考えております。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） では、早急に議論しながら決めさせていただきたいと思うので、町長もよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 一般質問を続けます。

次に、3番菊地勝芳君。

（3番菊地勝芳君 登壇）

3 番（菊地勝芳君） それでは、さきに通告しました質問に対してお伺いいたします。

村上町長の5つの目標、安全安心でいつまでも住み続けられる地域づくりについてお伺いしたいと思います。

1つ目の前にですけれども、私のほうで国見町防災マップのほうを持参して確認したいと思いますけど、まず1つ目に、地震、洪水などの災害に備えた防災・減災対策の強化とあるが、どのようにして進めていくか、考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） 3 番菊地勝芳議員のご質問にお答えいたします。

近年、全国各地で地震や洪水などの自然災害が頻発し、その影響は年々深刻化しております。国見町においては、平成23年の東日本大震災や令和元年の東日本台風、

令和3年、令和4年の福島県沖地震などにより、町内全域に甚大な被害をもたらしました。

自然災害はいつ発生するか分からず、これに対処するため防災・減災対策を強化し、町民の生命と財産を守ることが急務と考えております。そのため、国見町で作成しました国土強靱化地域計画、地域防災計画、業務継続計画に基づき、確実に取り組んでいきたいと考えています。

また、本定例会において、指定避難所としている国見小学校体育館、柏葉体育館の空調設備整備に係る補正予算を計上しています。防災・減災対策の強化に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

3番（菊地勝芳君） ありがとうございました。

防災のものなんですけど、マップのほうで今までいろんな状態でしたけれども、私ら住んでいる山沿いのほう、小坂、石母田、大木戸、これが土石流関係のものに相当至るところになっています。この辺を配慮して、頭に入れておいて、次の質問にお願いしたいと思います。

2番目の質問ですけれども、次に災害のときに住民の安全確保について、どういう取り組みを考えているかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えいたします。

災害時にも住民が安全に避難できるよう、平常時から指定避難場所の維持管理に努めます。また、避難所の運営体制や充実した備蓄品の確保、正確で迅速な情報発信に努めていきたいと考えています。

さらに、災害に備え、防災力の向上を目指し、各自主防災会長や民生児童委員、消防団、関係機関と連携し、継続して防災訓練を実施していきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

3番（菊地勝芳君） 説明ありがとうございます。

ただ、私の住んでいる石母田地区なんですけど、土石流の災害区域に指定されており、令和元年台風19号では長引く雨の続きが多くて、多くの不安を抱えて避難場所の石母田集会場に避難しました。ただ、このとき、町のほうでは知っているか分かりませんが、石母田のある一部で土石流、お寺の脇ですけど土石流が起きました。その起きたちょっと後に私、ちょうど町内会長やっているために、避難のほうを四十何軒、一軒一軒歩いて皆さんに避難を訴えましたけど、ただこれがいざそのときになって、町内会長、民生委員、その方々があの恐ろしい場所に近づいて避難してくださいと、とても言えないと思います。自分の安全を自分で守るために、自分のほうが最初避難すると思います。

あの音とあの水の流れ、あれを見ていただければ分かるとおおり、あの状態で今後ど

のようになるか、それは分かりません。ただ、前の石川の中学生女子、あの方がお父さんから、お父さんは車を避難させて、自分はお父さんから厚手の上着と厚手のズボンをはいて2階に避難しなさいというようなことを言われたらしいんですけど、ただそれでもあの家を全部流されて、その方は亡くなっていますけど、ただあの状態で避難の場所に避難勧告、今、榊課長が言ったとおり、そのようにお願いしたいんですけど、そのものに対してできるかなという状態であります。

それで、それに対して、町長のほうから1つ、避難のものでありましたけど、そのものに対して町長のほう、課長が言ってきましたけど、今すぐこうしてください、ああしてくださいとかすぐには答えられないと思いますけれども、この問題に対して今後、また私のほうから質問させていただきます。そのときまたよろしくをお願いします。

今日のところはこれで終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤定男君）　　終わりでいいんですか。

3 番（菊地勝芳君）　　いいです。

議長（佐藤定男君）　　次に、7 番八巻喜治郎君。

（7 番八巻喜治郎君　登壇）

7 番（八巻喜治郎君）　　さきに通告しておりますので、それに基づいて質問をいたします。

未来につなぐまちづくりについてです。

国見町は、今年で合併してから70周年目を迎えました。その節目にあたり、町長選挙があり、その結果、国見町の町民は町政の刷新を望み、新たなリーダーを選挙いたしました。

国見町は、山積みする多くの問題を一つ一つずつ解決して、希望に輝く国見町へと変えていかなければなりません。その重要な使命と責務が町と議会にあります。我々議員も町民からの負託に応えていかなければなりません。

さきの町長選挙において、町民に示した目標や具体策についてお伺いします。

安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくりという目標についてであります。

安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくりというのは、具体的にはどのような対応や対策を町で考えているのかお伺いします。

議長（佐藤定男君）　　住民防災課長。

住民防災課長（榊　英則君）　　7 番八巻喜治郎議員のご質問にお答えいたします。

安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくりの具体的な取り組みとしては、大きく3つが上げられます。

1 つ目は、防災・減災対策の強化です。

先ほどの菊地勝芳議員に対する答弁のとおり、地震や洪水などの自然災害に備え対策を強化していくこととします。

2 つ目は、医療・福祉・介護従事者の確保と利用しやすい生活交通の充実です。

少子高齢化が進む中で、医療・福祉・介護従事者の確保は重要な課題の一つと考えております。そのため、様々な施策を検討し、取り組んでいきたいと考えております。

また、生活交通については、移動手段としてJR東北本線、路線バス、町で実施し

ているデマンド型乗り合いタクシー、タクシー利用補助があります。町民にとって利用しやすい地域公共交通を目指し、取り組んでいきたいと考えております。

3つ目は、地球環境に配慮した再生可能エネルギーなどの活用です。

地球温暖化対策の推進を図るため、自然環境と生活環境に配慮した取り組みを推進します。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ただいま丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

いつまでも住み続けられるまちづくりで大切なことは、住みやすさではないかと私は考えます。住民が考える住みやすいまちの条件については、1つとして、どこに行くにもアクセスがよい、交通の便がよい、日常生活の利便性が高い。

3つ目としては、治安がよい。夜間街頭が灯り明るいまち、今、町ではLED化が進んでおります。また、犯罪が発生していない、発生しにくいまちであると。

次に、4つ目としては、前の菊地議員も質問したと思いますが、災害に強い。この災害というのを、間違って判断しては困ります。災害に強いというのは、ハザードマップの確認と対策、崖崩れや洪水などの災害リスクの確認と対策、住宅の耐震化や不燃化の推進、まちの基盤であります街路、道路を救急車や消防車がいつでも活動できるように整備されている。地域の人が活動するための公園、広場、避難所が確保されている。緑化され防災設備、貯水槽が整っているようなまちを防災が強いというのです。

次に、子育て環境が整っている。現在、ほけん課、教育課などは懸命に頑張っておりますが、子育て環境というと、女性が出産後に社会復帰するときに託児所があり、子育て支援制度が手厚く整っていると。憩いの広場があり、子どもの遊び場が整備されている……

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君、質問を前に進めてください。

7番（八巻喜治郎君） これが住みやすいまちの最後の部分です。

以上が住みやすいまちの条件であると思いますが、まだまだありますが、長くなるので次に移ります。

高齢化や過疎化が進行すると、景観を保全する人材が減少し、景観の悪化が懸念されますが、それに対する計画や取り組みを実施する予定があるのか伺います。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

担い手不足によります道水路の草刈りなどの維持管理が困難となっており、そのことにより特に農村景観の悪化を招いている状況であるということは認識しているところでございます。

町では、町道などの除草、草刈り、雑木の伐採などを積極的に行いまして、通行の安全はもとより景観の保全に努めているところでございます。また、毎年7月に、町民の協力の下、町内一斉クリーンアップ作戦を行いまして、環境の美化作業を行って

おります。

町としましては、今後とも地域と協力しながら、良好な景観の保全に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7 番（八巻喜治郎君） 誠意のある建設課の答弁、ありがとうございます。

高齢化といって、2020年以降は日本全国で団塊の世代が75歳以上と高齢化になります。町内の各地域で行われる環境保全活動、クリーンアップも含みますが、年々参加する活動する方が、高齢化などの要因により減少する傾向があります。将来の環境美化、保全に影響が出るおそれもあります。

また、違った面で見ると、環境美化については、特に子育て世代の方々が移住先や定住先を選ぶ際に、自然環境が整っているところを選択いたします。

次に移ります。

現在、生活必需品を徒歩圏内でそろえられるのは、藤田地区、大字藤田のみであります。今後、商業施設など市街化区域の土地利用について取り組む予定や計画を作成する予定があるのか伺います。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

町では、市街化区域内において、地域住民の生活の利便性の維持、また向上を図るために、必要な生活利便施設としまして、日々の生活に欠かせない公共・商業施設などの立地の誘導を図り、安全で住みよいまちづくりを行っていききたいと考えているところでございます。

そのための計画でございます立地適正化計画を今後、町民の意見をいただきながら策定したいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7 番（八巻喜治郎君） 将来を見据えた答弁でありがとうございます。

私たち町民にとりまして、日常生活に欠かせない施設が近くにあることは、住みやすいまちとして重要であります。例えばスーパー、コンビニ、学校、病院などが代表的なものでありますが、今後さらに高齢化が進み、自動車の運転免許返納などの変化があれば、徒歩で日常の生活必需品を取りそろえられることは、利便性がよく住みよいまち、住み続けたいまちにつながると思います。また、町外の方々にも住みたいと思われる国見町になります。

市街化区域内の空き家、空き地、農地を利用するなど、未来の国見町の活性化に向けて取り組むことが重要であります。このことは、選挙において公約で取り組む具体策の中に明記されております。

さらに、国道沿いの東側など50メートルだけでなく、100メートルぐらい市街化区域等に拡大できればさらによいと考えております。桑折町や伊達市、伊達町など

の国道東側沿いは以前から広く取られております。

次の質問に移ります。

地域医療の充実についてであります。

国見町は、町民にとりましてかかりつけ医となる開業医院が少なく、他の市町村へ行き、受診する機会が多い。幼児や高齢者にとって非常に不便であります。また、医師不足の対策も必要と考えますが、見解を伺います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

町内には公立藤田総合病院と2つの開業医がありますが、藤田病院につきましては令和5年10月より専門的な医療を提供する紹介受診重点医療機関となりました。このことにより、藤田病院は一般的なかかりつけ医としての機能を持たない医療機関で、町民は町内の開業医のほか、近隣市町の医療機関を受診するケースも増えています。

しかしながら、近隣市町の医療機関を受診するには、車を持たない高齢者等にとっては通院が困難な状況もあるのが現状であります。身近に安心して受診できる医療機関が存在するのは誰もが望むところでありますが、医師が都市部に多く、地方で不足している医師偏在が全国的な課題であります。

町内における医師不足の問題については、今後、伊達医師会、藤田病院、町内の開業医などと連携し、町民が安心して暮らすことができる医療体制の確保に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 当町にある公立藤田病院に診察に行っても、受付にてかかりつけ医院に行ってくださいと言われたり、紹介状を持ってきてくださいなどと言われ、受診を断られる町民の方も多くおります。

また、公立藤田病院では、今後5年間で11名もの医師が定年を迎えるとも聞いております。医師不足が深刻にならないようにしたいものです。

公立藤田病院の管理者は国見町長です。国見町では、かかりつけ医となる開業医院が少なく、現在、開業医院の医師の高齢化も進んでいるのが現状であります。開業医院の誘致も視野に今後入れるべきだと考えます。

ここまですべて安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくりの関連質問でございます。

次に、国見町のPRについてであります。

情報の発信の仕方については、いろいろあります。これ、教育課のほうですが、国見町のパンフレットです。ところが、住み続けたいまち、福島県59あるうちの常に1番、2番になっている隣町の桑折町のパンフレットです。全然違います。若者は中を見たくくなります。そういうことも改善する余地があると思います。

では、続けます。

国見町には、一級国道、JR鉄道、駅2つです。高速道路が通っています。また、

国見インターチェンジサービスがあります。公立藤田病院、道の駅もあります。

このように、好立地の条件がそろっている当町であります。福島県の59ある市町村の中でも、このように条件がそろっている町は少ないのであります。

しかし、好立地条件を今まで生かし切れていなかったと強く思います。今後、市長をはじめ、積極的に好立地の国見町を攻めの姿勢でアピールして、企業誘致や移住定住のPRを積極的にすべきであると考えます。

最後の結びの質問です。

好立地の国見町のPR強化が重要であると思うが、見解を伺います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町は、古来より交通の要衝として、領地を守るために防塁が築かれ、また街道の宿場町として市や町が造られてきました。現在も鉄道や国道、高速道路などが縦走り、首都圏へも新幹線を利用すれば2時間以内という好立地となっております。

ゆえに、この地の利を生かしまして、道の駅のさらなる利活用、観光事業の促進、農産物のPRを引き続き実施してまいります。加えて、産業の誘致やにぎわいの創出のための情報発信など、様々な事業に取り組んでいきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 答弁ありがとうございます。

一番分かっている町長さんは、県南の鏡石町、福島県で3番目に小さい町です、面積が。その人口が1万2000です。国見町は1万切っておりますが。今後、国見町では、情報の発信や情報の伝達の仕方について研さんすべきであります。

今回、私は未来につなぐまちづくりということで質問いたしましたが、町民の思いを大切にして、国見町の信頼性の向上と発展に寄与するために、議員として邁進していきます。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、12番渡辺勝弘君。

（12番渡辺勝弘君 登壇）

12番（渡辺勝弘君） 令和6年第7回定例会にあたり、質問させていただきます。

まずは、さきの町長選挙におきまして、激戦を勝ち抜き、見事当選されたことに対しまして、誠におめでとうございます。様々な問題が山積しておりますが、町のかじ取りをお任せいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、当町のプレミアム商品券事業と今後の新たな取り組みと併せて、町長が考える当町の未来の予想図についてであります。

商工会に従事している者としてしましては、当町におきましては国から物価高騰対策の交付金を利用して、様々な事業を展開してきたと考えられます。これまでにどのような事業を実施してきたのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 12番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

全体的なことということで、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

令和5年度に交付をされました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金につきましては、非課税世帯、それから均等割のみの課税世帯、あと低所得の子育て世帯への給付金、それから介護施設物価高騰補助金、さらには農業者への生産資材高騰補助金、あと商工業者への動力光熱費高騰補助金などの事業を実施してきたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） ただいま総務課長から物価高騰対策に対する様々な事業の中身を聞きまして、理解いたしました。

そこで、物価高騰対策の交付金を原資に実施しましたプレミアム商品券事業がありましたが、それ以外の交付金があったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

新型コロナウイルス対策交付金で、令和5年度にプレミアム商品券事業を実施をさせていただきました。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 先ほども申し上げましたように、商工会に携わっている人間といたしましては、どうしてもプレミアム商品券というものが大変よかったということで、やはりどうしても近隣の市町村からいろいろな情報をいただいております。プレミアム商品券事業を実施したとの情報がありました。

そして、なのに当町においては今年度の事業を行われなかったのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

今年度、プレミアム商品券事業を近隣市町でも実施してございます。近隣市町で実施している今年度のプレミアム商品券事業につきましては、国の昨年度交付された交付金を今年度に繰越して実施しています。

国見町については、令和5年度に交付された交付金を令和5年度中に速やかにプレミアム商品券事業として実施しましたので、今年度については実施していません。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、産業振興課長から言われたように、速やかに行ったということで、やはりその辺は早くやってきたのかなと。

そして、内容につきましては、1万円ですと1万5000円の買物ができると、つまり50%のプレミアム券があったということで、町民からも大好評でした。

私どもも一応、いろいろなアンケートを取りましたけれども、町民からこのようなものがあって大変喜ばしいと、大変そういう部分があったものですから、どうしてもやはり私たちの情報としては近隣の情報しかありません。近隣の商工会の情報からすると、そちらではもう既に動いていると、すぐにやっているんだということを聞きますと、どうしてもなぜ当町ではできなかったのかなという不安があったことは理解していただければと思います。

まず、プレミアム商品券の事業が実施されていることを、やってくれるんだと、やれるものだろうなという勝手な臆測で進めていたということが、ちょっと私どもとして残念かなと思っておりました。

また、中には生活困窮者にも無理なく購入できるように、近隣市町村では半分、つまり1万円ではなくて5,000円で、半分での金額で事業を行っていたということはあったんですけども、当町では半分ででもやっていきたいというような考えはなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

国見町では、これまでプレミアム商品券事業を4回実施してきました。令和2年度の1回目と令和3年度の2回目については、1万円ですと1万5000円の買物ができる商品券事業を、令和4年度の3回目と令和5年度の4回目については、5,000円で7,500円の買物ができる商品券と併せて、地元店を利用した方々にはスタンプキャンペーンとして、別途上乗せの支援でお買物ができる町独自の取り組みなども行っていました。

なお、3回目と4回目に行いましたプレミアム商品券事業、5,000円で7,500円の買物ができる、この事業を行うためには、約3000万円ほどの事業費が必要になってございます。この3000万円につきましては、なかなか町一般財源で捻出するのは難しいことから、過去4回の商品券、全て国からの臨時交付金を原資に実施させていただいたこととなりますので、なかなか町単独での実施は難しいものと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、課長から言われましたように、やはりいろんな事業するにも相当のお金がかかるということで、それに関しては原資がなければそのことはできなかったというようなこともありましたけれども、やはり先ほども申し上げましたように、生活困窮者、あるいは生活困窮者ということは全ての方ではないと思うんですけども、高齢者も入ってくると思うんですけども、年金で生活せざるを得ない方もいらっしゃると思います。

そうした場合には、先ほどからもありましたように、5,000円で7,500円

の商品が買えると、すばらしいプレミアムがつき、あとスタンプでまたプラス1,000円もらえるというようなものがあつたときに、やはりどうしても高齢者が買える金額であり、なおかつ買える、年金受給の時期に合わせたプレミアム事業を展開すべきではなかったのかなと。

やはり、速やかに早くやるということは大変いいことなんですけれども、生活困窮者の生活のお金というか、それが自由にお金が使えり時期に合わせた形の事業を展開すべきではなかったのかなと思いますけれども、その点について、そういう考えがあつたのかなかつたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

プレミアム商品券事業を実施する時期については、渡辺議員おっしゃるとおり、様々な意見がございます。お店側の希望、消費者として買物する町民の方々の意向、そういったものを踏まえながら、実施の時期については慎重に判断をしていきたいなと。より多くの方々にとって一番、ベストまではいかなくてもベターな時期を考えていきたいと考えてございます。

なお、今年度につきましては、先ほどお話ししましたとおり、国からの臨時交付金がまだ交付されていませんが、国で物価高への対応などを柱とする新たな経済対策として、12月9日に今年度の補正予算を国会に提出し、年内成立を目指している報道が流れてございます。この補正予算の中に、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援策として、市町村への臨時交付金も含まれている状況になってございますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、課長からある程度の考えというか、これからの考え方もお聞きしまして、ありがとうございます。

しかし、やはり今、国からの交付金ということもちょっと出たというようなことですが、やはり今後、国からの市町村への交付金が交付されるかは不透明だとは思っております。

やはり、近隣市町村では、紙の商品券とデジタル商品券の事業を行っていました。それは当町ではやりませんでしたけれども、デジタル商品券が不評だったと聞いております。

当町においては、どのような方法で今後実施していく考えなのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、年配の方々にとってはデジタルより紙が、若いの方々にとっては紙よりデジタルのほうが好まれる傾向にあるものと考えてございます。

ちなみにデジタル商品券を導入した場合には、導入形態にもよりますが、店舗側に

設備投資や決済手数料の支払いなど、小規模店には新たな費用負担が発生することになります。

さらに、紙とデジタルの併用で販売した場合、消費者側は選択できるメリットがありますが、店舗側では2種類の商品券が混在することで戸惑う場面も想定されることや、地元店を支援する国見町独自のスタンプキャンペーンを実施するためのシステムカスタマイズ費用などが別途発生してしまうことも考えられます。

以上のことを踏まえ、今後国見町でプレミアム商品券事業を実施するときは、紙で実施することが望ましいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁になかったように、デジタル商品券、ただ単にデジタルというとは分らないとは思いますが、Pay Payだそうです。Pay Payで商品を買ったと、あるいはPay Payでやっている商品をデジタル化の商品券としてやっているというようなやり方だそうです。

そうしますと、デジタル商品券は高齢者の多い当町においては、拒否感はどうしても強いかなと。つまり、携帯は全て持っていますけれども、Pay Payを全て使っている方の高齢者は、少なくともそんなに、高齢者の何%も持ってそれを利用している方というのは、ちょっと調べないと分らないとは思いますが、やはり生活支援という名目の割には、高齢者が購入できない制度であったり、加盟店においてはやはり手数料が発生すると。やはり200円の商品の品物を買って200円の手数料払っているというような形では経営状態にそぐわないということで、やはり経営者のほうも参加しにくいと。そういうプレミアム商品券事業に参加したくないというような商店も増えてくるのではないかなと考えております。

せっかく自治体が大切な交付金を受けて事業を実施しても、やはり大企業に手数料が吸い取られてしまうと。結果的に商店側にお金が残らない、そのような状況を送っているのが望ましいとは決して私は思っておりません。

そういう状態を鑑みましても、もう一度強い、課長だと思いますけれども、町としての考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えをいたします。

渡辺議員のお考えのとおりだと思ってございます。

プレミアム商品券事業につきましては、もちろん消費者にとってもメリットがありますが、国見町の商工業者の振興も大きな柱の一つになってございますので、国見町内にしっかりお金が落ちるような、そんな制度設計を今後実施する場合においても念頭に置きながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 申し訳ありません。途中でありますが、午後１時まで休憩いたします。

（午後０時０５分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後１時００分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 引き続き一般質問を行います。

渡辺勝弘君。

１２番（渡辺勝弘君） 午後からということであります。

先ほど、産業振興課長から詳しくいただきまして、ありがとうございます。

最後になりますけれども、このことにつきましては、最後につきましては、今までのかんしては、今の町長、村上町長にお尋ねするということは甚だ大変失礼なことになりますので、次回というか、次のことにつきましては、最後に町独自の物価高騰対策の生活支援についてどのように考えていらっしゃるのか、その点について再度お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

プレミアム商品券事業については、国見町民全てに均等に支援が行き届くとともに、商品券の使用場所が国見町内に限定されることから、地域経済の好影響が期待できるなど、商品券を使用する町民側、商品券で買物をしてもらう店舗側のどちらにもメリットがある事業と言えます。町独自での実施は難しいですが、今後、国の経済対策あるいは物価高騰対策等に伴う臨時交付金が国見町に正式に交付される場合には、全ての町民が物価高騰の影響を受けていることから、公平な支援が可能となるプレミアム商品券事業を実施することで、物価高騰対策と生活支援を両立してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

１２番（渡辺勝弘君） ありがとうございます。

やはり、物価高騰対策という文字というか、これが今後も続くとは思いません。いろんな部分で国からの大切な交付金を頂くような事態がありましたら、ぜひ町民のために、生活支援のためにぜひともよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問です。

町長が考える当町の未来予想図についてであります。

まず、今までにも同僚議員からも質問ございますが、私からは違う点で町長に対して町長のお考え方をちょっとお聞きしたいと思っております。

まず、町民の信頼を回復することが第一番だと思っております。しかし、やはり、

いろんなものにしても報道が先走っております。報道による情報で、町民はこの町がどうなっているのか、そしてこの町はどうなってしまうのかという不安のほうに募っております。いろいろな情報が入り、いろんな報道が入り、やはり自分たちの生活の中にどのような影響を及ぼすのかというのが非常に不安だと思っております。そして、そのような声に対してどのような対策を考えているのか、まずお尋ねしたいと思えます。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

私は、政治活動としまして、「地域の誇りと未来を共に みんなが主役の地域づくり」、これをコンセプト、基本理念としまして活動をして、町民の皆様の支持を得てまいりました。そのコンセプトの下で、5つの目標を掲げております。

1つ目は「住民主役の信頼されるまちづくり」、そして2つ目、「安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくり」、3番目は「互いに支え合い、助け合える思いやりのあるまちづくり」、4番目は「誰もがイキイキと活躍できるまちづくり」、5番目、「住んでよかった、選んでよかったと実感できるまちづくり」、これら5つの目標の下に、各分野での施策を積極的に展開してまいっているという所存でございます。

町民の皆様、様々な不安はあると思えますけれども、様々な問題がありました。人口減少が進んでおります、そういった中で一つ一つ、人口減少対策、子育て支援、産業振興策、こういった政策を果敢に実行し、国見町を夢と希望を持って将来を展望できる町にしていきたいと思いますと考えております。これには、町民の皆様のご協力、ご支援、町民の皆様から負託を受けた議員の皆様のご支援、ご協力、これが不可欠でございます。国見町、様々な機関、そして全住民の方々の一致団結の下、一丸となって国見の未来を築いていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今、町長から公約という感じのこと、5つのコンセプトでうたっていくという意気込みを感じられました。この意気込みを中心にやっていくのだなと思っております。まだ、その前段というわけではないですが、そこに行くまでに、まず、国見町の今の現状、今の状態というものはまだ全てはお分かりになっているとは、大変申し訳ないですが、ないとは思っております。であれば、今の現状をどのように捉えて町民の不安を払拭させる、今の現状はこうなっているんです、ですが、こういうふうにやりたいんだ、というようなものがありましたら伺いしたいと思えます。よろしくお願いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

国見町の現状、全国的な人口減少によりまして、地域が活力を失いつつあるというふうなところは、国見町もそのような状況であると考えております。農業にしましても、商業にしましても、工業にしましても、人口減少による人材不足、これが経営の

足かせになっているという状況でございます。そしてまた、そういった背景を受けました子どもの数の減少、そういったところでまた人口減少に拍車がかかるというふうな状況が続いているというように感じております。

そういった対策としましては、やはり子育て支援、子どもを産み育てやすい地域とすることがまず第一点なのかなというふうに考えております。そしてまた、生活環境、生活していく上で幸せに暮らしていける、安全・安心に暮らしていける、そういった条件整備、それとともに雇用の受皿、産業振興策、こういったものを同時並行的にやっていく、バランスよくやっていくということが非常に重要だと考えております。それらの点、施策につきまして、しっかりと尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 町長から力強いご答弁をいただき、ありがとうございます。町民も、それに関しての気持ちが一体になっていくと考えております。

先ほど、同僚の山崎議員からもいろいろな質問がございましたけれども、公約の中で一番最初に取り組みたい、今、様々なものを言っていたいただきましたけれども、その中でも一番先に取り組みたい事業は一体何なのか、その点について再度お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

実現しなければならない公約は全てだと思えますけれども、あえてどれか1つというふうなことで申し上げます、やはり、今、活力が失われつつある問題点というのは、少子化、人口減少でございます。そこをまず対策として打ち出すものは、子育て支援の充実が1つだというふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、それと同時に産業振興策、生活の充実策、そういったものを並行でやっていかないと効果は上がらないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） その中で一番大切なのは子育て、私も、今から言うものではないですけれども、これからの未来をつくるのは子どもたちだと思うんです。やはり、子どもたちがこの町に残り、この町に住んでこの町を上げていくと、やはり、高齢者を助けるのも必要です、何を使うのにも必要です。それは分かるんですけれども、その中でもやはり子育てに充実している町であるということを宣言できるような、そういう仕組みにやっていただければと思っております。

では、次の質問ですけれども、公約を今、町長が言われました様々な公約、今までにやりたい、あるいはこういうことをしていきたいというような公約を進めていくには、町長1人の力ではどうすることもできません。やはり、公約、このものを実現、紙に書いた文字ではなく、現実にするには、職員との信頼関係を確実なものとし、正

しい情報を集約して進めることが必要であると私は考えておりますが、その点についてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

組織が円滑に効果を上げていくためには、効率的に業務をこなし、成果を上げていくためには一人一人の意見を出し合いながら、それを吟味していった政策にまとめ上げて実行していく、そういった過程が必要でございます。そこで、まず、風通しのよい組織、そういった組織の在り方が重要でございます。言いたいことが言い合えることが政策の立案、実行にとって効率的であり、成果の上がるやり方であるというふうに考えております。そのために、職員同士のコミュニケーション、それらの活性化を図る、会議においても自由闊達に話ができるような雰囲気をつくる、職場内でも助け合いながら、補い合いながら仕事をやっていく、そういった状態に組織を変えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 町長の考えでいいと思います。私もそうやるべきだと思っている。やはり、今までもいる課長ですけれども、課長もやっぱり様々な意見を含めた会議を開き、執行してきたと思っております。この苦境を乗り越えるには、職員一丸となって取り組まなければならないと私も思っております。また、町民からさらに信頼されるには、職員同士の意思疎通も不可欠であると思っております。どのような形で風通しのよい、今までにない職場環境をつくっていくのか、その考えはあるのかをちょっと聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

風通しのよい職場環境、このためには、自由闊達に意見が述べられる雰囲気づくり、そして仕事の進め方を、やり方を、例えば隣の人にでもすぐに相談できるような人間関係、そういったものが大切だと考えております。そしてまた、それを業務に生かすというふうな取り組みのやり方もあるというふうに考えております。

効率的に仕事をしていく、効果的な成果を出す、そのための議論をしていく、単なるなれ合いの会話ではなく、そういった建設的な議論を職場の中、あるいは会議の中で闊達にやっていくというふうな雰囲気づくりをつくってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 同じような質問ばかりで大変申し訳ないです。でも、やはり、今の状態が決して悪いと、今の状態が、町の状況が悪いんだと言っていることは決してありません。皆さんも含めて、皆さん一生懸命やっていらっしゃる、ですから、これを変えろと、全て変えろということではなく、やはりあらゆる町民の要望、意見

等が今後も出てくると思います。今言われたように、町長が今言われたことに対して、やはり町民は鋭く反応すると思います。そのためには、やっぱり働きやすい職場をつくって、そして町民に信頼される職員があつて、そしてそこに信頼関係が生まれて、よりよい生活ができてくるのかなと私は常々思っております。やはり、職員一人一人の意見、課長だけの意見ではなく、職員一人一人に意見を吸い上げ把握する仕組みをもう一度構築するべきではないかなと思っておりますが、その点についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

職員のあらゆる階層、段階の課長職、係長職、担当、そういった段階で様々な意見、それぞれお持ちだと思います。それらを課の中、係の中で議論をして、よりよい形に、施策にしていくというふうなことは当然取り組んでいくべきものでありますが、それらをより活発にやっていくというふうな努力を今後ともしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 町長の考えでもしやっていただけるなら、大変喜ばしいと思います。しかし、ずっとやっていく上で、どこか違ったな、というときは、立ち止まって、後ろを振り返るといふか、今までのやり方がいいのか悪いのか検査するとか、検証するのかということをやりながら、前に前に進んでいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、最後の質問に移らせていただきます。

この件につきましては、やはり私が質問できる権利があるのかなという部分はあったんですけども、調べていただいて、ちょっとお願いしたいと思っておりました。

町長の任命権であります、今、不在であります副町長及び教育長がしばらく不在であります。であることから、行政に対する影響をどのように考えているのか、また、選考基準について、外部の登用を考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

副町長、教育長のポストでございますけれども、現在欠員となっておりますけれども、これは、ポストが空席になっているというようなことで町政に影響がないということはないというふうに思っております。当然必要な職として定められている副町長、教育長でございますので、現在、3人のうち1人しかいないわけですが、これはしかるべきときに補充していく必要があると思っております。

現段階でははっきりとは申し上げられませんが、人事につきましては、適材適所で有為な人材を確保してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

1 2 番（渡辺勝弘君） 先ほども申し上げましたように、町長の任命権でありますから、いや、一議員からこれやれ、あれやれということは言えません。ですが、余談というか、自分の考えと一致しているかどうか分かりませんが、ちょっと町長に、副町長と教育長にはこのような方を、というような部分だけで、ちょっとお願いと部分を質問でお願いいたします。

副町長におきましては、今までにないこの状況を打破するために、情報共有するだけではなく、違った意見を言える方、つまり、今まででしたら、大変申し訳ないですけども、職員OBをそのまま登用する考えなのか、その辺については、まず1点になりますけれども、その点につきましてはいろいろな考えがあるかと思っておりますけれども、職員としての登用を考えているのか、その点についてお尋ねします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） その辺につきましても現段階では検討中といいますか、人事の中身ですので、発言は控えさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

1 2 番（渡辺勝弘君） 私は、決して職員のOBというか、職員を挙げるのが悪いとは言っておりません。ただ、内部情報に限りまして、内部の仕組みを全て分かっているのは総務課長なんです。ですから、総務課長がそのまま副町長というのが普通の、今までの流れなのですけども、それが悪い、駄目ですよとは言っておりません。ただ、太いパイプになっていますから、それは大変いいとは思えます。それは一つの案です。

ただ、やはりイエスマン、つまり町長がやるから全て何でもイエス、何でも賛成というのではなく、間違った方向あるいは間違った見方をしたら、それにブレーキをかける、あるいは違った案を出せる、違ったものを言える副町長を選んでいただきたい。ともすれば、やはりいろんな情報をもらえる町職員をそのまま副町長というポストを求めるのではなく、むしろ今までやっていた県の職員、新たなパイプ役でやっていただければなら、町長が行くなら、副町長としてのパイプ役として、県としての太いパイプ役としてこのような方を登用したほうがよろしいのではないかと考えておりましたけれども、その点については、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えします。

現段階では、人事のお話ですので、発言は差し控えさせていただきたいと思えます。以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

1 2 番（渡辺勝弘君） その辺に関しては、これ以上のことは言わないようにします。教育長のことにしてもいろいろありますけれども、そのような形で、心の中に留めていただければよろしいかなと思っております。ぜひともお願いします。

最後に、今後の取り組みを進める上で、やはり第6次総合計画を部分的に修正しながらいく考えがあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

さきの蒲倉議員に対する答弁のとおり、令和7年度において全体の見直しが必要と考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 6次、考えていくと、令和7年度に考えていくということなので、すから、ぜひともそれに併せてやっていただければ、それまでは今の形を続けていくというようなご理解でよろしいのかなと思います。それであれば、具体的に第7次振興計画をやる上で、今の第6次振興計画を基にいろいろ進められるべきであると思います。そうした場合に、ここは具体的にちょっと変えたいというような部分、具体的な変更を考えているところがありましたら、考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

先ほど蒲倉議員に答弁したとおりでございますが、令和7年度において、計画の前期の総括や後期計画の見直し、KPIの修正など、総合計画の全体の進捗状況を考えて、現状に合った変更点を探っていくというような作業が必要と考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 分かりました。では、やはり、まず令和7年度の振興計画を変更のときに十分考えて計画を考えていきたいということで理解いたしました。

最後になります。町政において町民から生の声を聞く機会、今回でしたら傍聴していただけることとか、ネットで見ただけのことがいい生の声だと思っておりますけれども、町長はその町民の生の声を聞く機会を設けたほうがよろしいかと思うんですけれども、町長はどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

私は、今回の選挙でも、町民の皆様から様々な意見をいただいてまいりました。もちろん、町政を預かることとなった現在以降、町民の皆様の声を聞くということが、拝聴するということがさらに重要になってくると考えております。特に、子育て世代あるいは働き盛り世代の皆さんの声を直接お聞きする機会、こういった機会が取りづらいといいますか、あまりないといいますか、そういった状況でございますので、そういった皆様の声、子育て世代の皆様とそれ以外の皆様も含めまして、ふだんはなかなかお聞きすることが難しい皆様に聞く機会を設けてまいりたいと考えております。

その方法につきましては、様々な皆様のご意見を聞きながら、特に子育て世代、働き盛り世代の方々のご意見、そういったものをよく聞きながら検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 町長、ありがとうございました。

国見町は、行政と議会、そして町民一丸となって取り組み、住んでいてよかった町、住みたい町を発信できるように、町は次の一手が出せるようにしなければならないと思っております。まだまだこれからです。これから山があります。この山は、町と議員と町民が一体となって乗り越えなくちゃいけない山ですから、そのためには一生懸命頑張っていきたいと私も思っております。早く過疎指定から脱却できるように努力してまいりたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤定男君） 次に、8番穴戸武志君。

（8番穴戸武志君 登壇）

8番（穴戸武志君） 質問に先立ちまして、村上町長、ご就任おめでとうございます。私をはじめ全町民が今後の町政の運営に期待しております。質の高い、元気が出る町政運営を期待しております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問にまいりたいと思います。

人材育成の観点からでございます。当町における児童生徒の基礎学力は、全国学力テストの結果を見ると長期低迷が続いていると言わざるを得ません。近年は、若干下降ぎみでもあります。特に中学生。現状に坐することなく、早急かつ具体的に手を打つことが求められますが、解決策の一つとして、現在機能している公営塾ハルの積極的な運営を提案いたします。

公営塾「放課後ハル」の活用と学力の保障についてでございます。

1点目。前提として、私は学力向上だけが教育だとは捉えているわけではございません。当町の児童生徒の基礎学力の現状をどのように把握・分析しているのか、また、教育行政や学校には学びの保障と学力の保障が求められています。再度見解をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 8番穴戸武志議員のご質問にお答えいたします。

お質しのとおり、教育は、確かな学力の向上も含めて、豊かな人間性の育成であると考えております。当然に、全ての児童生徒に基礎学力を身につけさせること、学力の保障は教育行政の責務と考えております。

児童生徒の基礎学力の現状をどのように把握・分析しているのかとのお質しですが、学校で細やかに実施している各種テストなどによる把握はもちろんですが、大きく3つの手段で学力を把握・分析しております。1つは、全国学力学習状況調査で、概要については公開されております。学力の領域別特徴や経年変化については、全国や県とほぼ同じような状況となっております。正答数を見る得点分布についても、平均的な正規分布で、どの教科も全国とほぼ変わらない学力となっております。

2つ目は、福島県が実施主体となっているふくしま学力調査です。個人の学力の伸

びを把握するもので、学力層に応じて5層分析を行っております。どの層においても、伸びているという結果が出ております。

3つ目が、町独自に実施している学力調査です。個人の苦手な部分などを把握して、学習に役立てていくものということで、12月に実施いたします。しっかり分析し、今後の学習に役立ててまいります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） お願いしたいと思います。

この時期、私は、義務教育が人生を左右する一番ではないかなと思うんです。この義務教育は。ですから、しっかりとお願いしたいなと思います。

次に、くにみ学園構想、長期ビジョンも必要でございます。ただし、これ、迷走をしましたよね。私は、それ以前に学力の保障、“授業が分からず取り残される子どもをなくす”をどう確立するかが重要であるかと思います。学校教育の中で基礎学力を県全国平均レベルまでにどのように伸ばすかが、当町の教育行政・学校の一番の課題であると考えます。どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

お質しのとおり、学力の保障、とりわけ授業が分からず取り残されている児童生徒をなくすことは大事なことで考えております。一人一人の児童生徒が、誰一人取り残さないよう個に応じた指導・支援に力を入れるとともに、中位層や上位層の児童生徒にとっても、一人一人の学力を伸ばし、全体としてレベルアップを図れるよう取り組みを強化したいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） よろしく申し上げます。

余談ではございますが、学力の保障によって不登校も減らすということもございます。逆に言えば、不登校の原因、これは学力の保障が毀損されている、ついていけないということも不登校の原因になっております。この辺もよく取り組んでいただきたいと思います。

次にまいります。

学力の現状分析で、二極化の傾向があります。これは、全国または各都道府県においても同じだというような分析もされております。当町も同様であり、下位層をどう引き上げるかが課題でございます。課題を解決する方法の一つに、当町では公営塾ハルの積極的な活用があると考えております。教育委員会として、公営塾ハルの現状・実績、設立以降の在籍人数の推移、責任者は誰か、生涯学習課長であるとお聞きしましたんだけれども、をどのように把握し、どう関わったか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えします。

学力の二極化傾向は本町でも顕在化しており、重要な課題であると認識しております。お質しの公営塾「放課後塾ハル」ももちろん活用し、確かな学力の向上に努めているところです。

現在、放課後塾ハルは、小学５、６年生、中学１、２年生を対象にしています。放課後塾ハルの狙いとしては、学力向上の基盤となる非認知面、意欲や創造力、粘り強さ、未知の課題に向かう力の育成を主眼に希望者が通塾しているところです。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君）　生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君）　続けて答弁します。

放課後塾ハルは、令和３年４月から事業を開始しており、今年度で４年目となっております。これまでの在籍人数の推移につきましては、小学部５～６年生は、令和３年度４０人、令和４年度３６人、令和５年度３９人、令和６年度２９人となっております。中学部１～２年生は、令和３年度４２人、令和４年度３６人、令和５年度１３人、令和６年度１０人。見晴るかすコースは、令和５年度から開始しており、令和５年度７人、令和６年度６人です。中学部３年生は、令和３年度２７人、令和４年度１９人、令和５年度１５人となっております。

放課後塾ハルと教育委員会は、定期的に打合せや報告会を行い、事業内容などについて協議し進めております。また、学校とも連携を深めていきたいと考えております。なお、令和６年度の中学３年生につきましては、放課後塾ハルとは別に公営塾としまして高校入試対策講座、質問のできる学習室を実施しており、各回１５人から２０人ほどの生徒が参加しております。

今後も、児童生徒、保護者のニーズを基に内容をブラッシュアップし、実施していきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君）　宍戸武志君。

８番（宍戸武志君）　ありがとうございます。

私も、この９月に公営塾ハルを訪問、視察しました。ハルの先生方とも意見交換しました。１つ、最近、民友新聞に放課後塾ハルの見晴るかすコースの成果というんですか、出ておりまして、これなんかも見ているすと、普通の塾とは違ったアプローチの仕方があるということで、私は大変いいんじゃないかなと思っております。

公営塾ハルのコンセプトとして、パンフレットございますけれども、「学びの苦手を楽しみに変換」学力低迷、苦手意識がない等の児童生徒対策を掲げております。学習意欲を刺激するきっかけづくりには最適な塾であると考えております。ハルの在籍人数から活用し切れていない理由をどう考えているのか、お伺いします。この間に、新型コロナウイルスの問題もございましたんですけれども、その辺も含めてお伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君）　生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

議員お質しのとおり、公営塾「放課後塾ハル」は、学びの苦手を楽しみに変換し、学習意欲を刺激するきっかけをつくり、自ら学びを深めていくことのできる自走する力を育成しているところです。一方で、学力向上、希望高校合格に特化した民間の学習塾もありますので、児童生徒、保護者がニーズに応じた学習方法を選択することが望ましいと考えています。

放課後塾に通塾している児童生徒、保護者のアンケートでの満足度は高いものとなっておりますので、多様な選択肢の一つとして放課後塾ハルを活用していただきたいと思います。

コロナ禍の影響という話でしたが、新型コロナウイルス感染症が5類となり、部活動が活発になったことなども塾生の減少には若干影響があったのかと考えておりますが、今後も放課後塾ハルのコンセプトの周知を図り、利用しやすい運営とし、より活用されるように取り組んでいきたいと考えます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） 公営塾ハル、これは地域おこし協力隊が関与しているんです。私は、ユニークで面白い取り組みだと思いました。

公営塾ハルの立ち上げ時の理念等について、再度お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

公営塾「放課後塾ハル」の理念は、学力面での支援だけではなく、町の公営塾ならではの特徴として、町に興味を持ち、自ら課題を見つけ、協働して課題を解決していく力を育成することを目指しています。そのため、学習の時間はもちろんのこと、様々な課題を扱うテーマ学習の時間を設けております。見晴るかすコースでは、町の課題に向き合い解決を探ることを通して、自分の生き方をみつめる学習をしているところです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） このハルは、積極的に当町が関与した塾でございます。民間の塾とは一線を画す塾でございます。現在のハルは、ハル自体の組織運営に問題がないとは言いませんが、当町のハルへの関与、もっと関与していいのではないかなと思います。いい意味で任せているということもあるのではないかな、任せ放し、悪く言えばハルに丸投げをしているということもあるのではないかなと思いますので、この辺も気をつけて、積極的にハルの運営に関与していただきたいなと思っております。

次に移ります。

学校・ハルの相乗効果を期待したい観点から、教育委員会として、学校・ハルを一体的に考え、取り組みを進めていくべきだと考えております。原点に戻り、取り組む時期に来ていると思いますが、見解を伺います。

ぜひ、ハルを尻つぼみにしたくは、私はないと思う。この辺も含めて、取り組み、見解等をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

公営塾「放課後塾ハル」の理念につきましては、先ほど申し上げたとおりです。立ち上げ時から変わらず取り組んでいるところです。今後も、引き続き理念に沿った教育を継続しまして、自ら学びを深め、自走する力の育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 続けてお答えいたします。

学校と連携して進める部分と、学校との違いに価値がある部分など、総合的に考えて、児童生徒の確かな学力の向上と豊かな人間性の育成を目指し、今後も様々な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） もう一つ加わると、これは相乗効果が期待します。もう一つは家庭です。学校、ハル、家庭、これが加わりますと、もっともっと相乗効果が出ると思いますので、この辺も含めて取り組み、お願いしたいなと思います。

次に、ハルの広報について。私は、非常に大切だと思います。ハル自体は任意なんです。だから、ある父兄にとりますと、余計なお世話だわという父兄もいらっしゃると思うんですけども、それについてはまたいろんな意見がございます。

ポスター等、チラシ等は時々見かけます。この前、初めてポスター見かけました。それと、児童生徒、父兄、先生方へのアプローチの仕方はまた違うと思うんです。教育委員会を中心に戦略を練る必要があると思います。ちょっと、戦略という言葉は教育の中で不適当かなと思うんですけども、この辺も練らないと、結果の検証ができないので、この辺も私は練る必要があると思います。どのように考えているのか、お伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

公営塾「放課後塾ハル」の広報につきましては、議員お質しのとおり、ポスター、チラシ、パンフレットなどを作成し、周知に努めております。また、児童生徒、保護者、先生方へは、町民への広報とは別に、体験会や保護者説明会を開催し、コンセプトや事業内容の説明を実施しているほか、SNS、（インスタグラム、フェイスブック、LINE）で情報の発信をしているところです。

また、通塾している児童生徒、保護者からはアンケートにより意見をいただいておりますので、ニーズに沿った塾の運営となるよう、事業の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） 最後でございます。

私、今日、ネットで調べたんですけれども、当町の中学生は 174 人、小学生は 483 人でございます。少数精鋭でございます。貴重な人材です。昔は結構ごちゃごちゃいたということなんですけれども、今は少数精鋭という形で推移しております。

当町の児童生徒の基礎学力向上は待ったなしの段階でございます。これも、教育は学校だけの問題ではないとは思いますが。私、家庭にも大部分の問題があると言えちゃちょっと語弊があるかと思うんですけれども、家庭環境または家庭、積極的にこの問題、教育の問題については関わっていただきたいなと思っております。現在、関わりのある町民のみならず、オール国見で取り組む必要があるのではないかと思います。これも、やはり関心を持たないということではなくて、貴重な人材なので、町民全ての方が寄ってたかって児童生徒を教育していくということも必要なのではないかと思います。

人材育成こそ、将来の国見町を左右すると思います。見解をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

お質しのとおり、児童生徒を育てることは、地域、家庭、関係機関が連携してオール国見で取り組むべきことと考えております。9 月議会でも答弁いたしましたが、秋田県でも保幼小中一体の取り組み、家庭や地域と連携した取り組みが効果を上げる要因だとしております。本町でも、特に幼稚園や小学校では地域の方々に学校や園の支援をいただいております。また、保幼小中連携型の一貫教育は、およそ 10 年前から進めているところです。今後も、これらの取り組みのブラッシュアップを図りながら、人材育成に真摯に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） 私は、児童生徒は将来の国見町を背負って立つ人だと思います。若干移住者もいると思うんですけれども、それを除けばほとんどの方が国見町を背負って立つ人材だと思います。ぜひ、町民全体で児童生徒を教育というか育成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上、私の質問とさせていただきます。

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 2 時 5 分まで休議いたします。

（午後 1 時 56 分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後 2 時 05 分）

◇ ◇ ◇
議長（佐藤定男君） 次に、5番佐藤 孝君。

（5番佐藤 孝君 登壇）

5番（佐藤 孝君） 通告した項目について質問いたします。

町長、初当選おめでとうございます。自分がしたいこと、それから実現したいこと、たくさんあると思います。しかし、まずは町政の立て直しが最初の仕事と、このように私は思っております。前の町長が残しました課題あるいは町の汚名、間違い、そして信用失墜、これをまず修正、回復すると。つまり、前町政の後始末が新しい町長の最初の仕事と、私はこのように理解をしております。急ぎ、町民からの信頼を回復して、その基盤に立って具体の政策を一つ一つ実行していく、その努力をぜひお願いしたいと思っています。

そこで、この間、高規格救急自動車開発事業をめぐって、国見町だけではなくて、国会あるいは政府内でもこの問題が大きく取り上げられて、全国レベルの話題になっていることはご案内のとおりだと思っています。先月22日には、先ほどから同僚議員の質問がありましたように、全国で初めて内閣府による地域再生計画の取消しが国見町に下されました。新たな展開になっていると、こういうことだと思っています。

このことは、後でもお聞きしますが、政府が来年の4月から5年間、企業版ふるさと納税制度を延長すると、こういう方針が出されておまして、今回のこの問題が国としてクリアしなければならない一つの大きな、実は障害だったんです。したがって、今回の決定は、この制度自体に問題はないんだと、事業を計画し、推進した国見町が駄目だったと、これは国が判断したわけですよ。今後の大きな注目点は、国税当局、国税当局が今回の救急車開発事業の寄附行為を税の優遇から外すのか外さないのか、これが大きな焦点になっています。いずれにしても、この問題の影響がまだまだ続くと思われますし、全容が解明されたわけでもありません。全体像はまだやぶの中です。

町は、10月、議会の百条委員会と町第三者委員会の報告を受けて、町としての今後の対応策を発表しました。今回の事件で、町はどんな教訓を得たのか、まずお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今回の事案で、議会の特別委員会、それから町の第三者委員会のそれぞれからの指摘も、もう既にございますが、まず1つは、国認定のアドバイザーなど、これらは安易に信用してはいけないんだということがまず1つでございます。

また、政策の決定の過程におきまして、内部での実質的な議論が欠けていた、さらにチームとしての対応ができていないなど、本来やるべきことが欠けていたんだ等々の多くの教訓が残ったというように考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） そうということだと思います。ただ、ちょっと細かい話で恐縮ですが、

今、課長がおっしゃった最初の話ね。一番最初に出てきたのが、国が認定したアドバイザーなどを信用してはいけないんだと。安易に信用しては駄目だというのが最初に来ているんですよ。私は違うと思うんです。やっぱり、最初は政策の決定過程、役所の中の、ここがやっぱり機能していなかったと私は思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） その部分は、議員おっしゃるとおりだと思いますが、いわゆる教訓の一つとして、アドバイザーの部分についても、全員が全員そういうことではないなという教訓は得たというようなことでお答えしたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） まず、客観的に見て、一番は町のやっぱり政策立案、執行に問題があったと私はこう、自ら判断すべきだと思います。議会と第三者委員会、それぞれの立場がありますから、それぞれの立場からいろんな視点の違い、あるいは調査密度の違い、これは当然あります。したがって、報告内容も異なるのも仕方がない側面があると思います。今日、そのことを取り立てて議論するつもりはありませんが、今回、ここで聞きたいのは、2つの報告を町が受けて、対応策を策定したこの視点、あるいは将来の役場機能や行政執行のあるべき姿をどう描いたのか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

どう描いたかという答えになるかどうかあれですけれども、いわゆる役場で行う事務事業につきましては、誰から見ても公平、公正、それから透明でなければならないとは考えております。このことが、いわゆる描いたものということになるかと思いますが、今回、それぞれの委員会からはそういったところが足りなかった、欠如していますというような指摘がされております。そういう、誰から見てもそういうことだったことができていなかったと理解をしたところでございます。

対応策につきましては、まずそのことを今後二度と起こさないんだ、起こさせないんだというそういうことを主眼としまして、それぞれの、もちろん議会の特別委員会、それから町の第三者委員会のそれぞれの提言に応えるという、そういう形で内容を取りまとめたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 今、二度と起こさない、繰り返し町のほうで表明していますけれど、これは当然だと思います。起こさない、起こさせない、これは主眼だというのは分かります。

それで、実は、職員が処分されています。懲戒処分を受けています。これは、あくまでも職員を対象にした対応策というのが主眼に置いたんですか。それとも、そうではなくて、特別職もこの中に含まれていると、こういう理解ですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） ただいま、懲戒処分の話もちよっと出ましたけれども、この対応策につきましては、当然特別職も対象と、この対応策については特別職も対象だというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） これだけ大きな事業ですから、職員が勝手に進めるということは通常ないわけですよ。特に、今回のこの巨大事業です。当然、町長はじめ上層部の皆さんが何かにつけ関与をし、その時々で判断をすると、これは当然でありまして、そして職員に業務の指示をしていくと。言葉がちょっと不適切、悪いかもしれませんが、町長や副町長、あるいは教育長といった言わば特別職の皆さんが暴走するような事態になったとき、そこのところを制御する役場の内部の体制はどうなっていますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

お答えになるかどうかちょっとあれですけども、特別職の暴走という言葉をお聞きして、ちょっと、というふうなところはございますけれども、そういったところの意思の疎通が図れていなかったというところも原因の一つなんだろうと思います。私、一事務方で全てお話しして解決、というわけではないかもしれませんが、やはり、もともと庁議とかそういう全員で話し合う機会がありますので、そういったところで自由な意見が出されれば、暴走なんていうことには多分ならないのではないかなとは思っているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 先ほどから同僚議員も数多く質問しておりますけれども、やっぱりこの今、課長もおっしゃったように、風通しのいい職場、しっかりと意見交換ができる上下関係といえますか、町長や副町長、教育長などと権限を持つ方との信頼関係、これがあれば政策立案や政策の執行途中で誤り、これ、人間ですから当然ありますよ、誤りや間違いを修正できるはずなんです。そこが今回なかったんじゃないかと。そこで、今回の対応策でどういう形でそれを書き込むか、あるいは書き込まないのか、それは別にして、ここのところは、今後議会としてしっかりと議論をさせていただきたいと思います。

先々月のこの件に関する住民説明会がありました。この資料では、議会と第三者委員会の報告書に対する対応策として、13項目に分けての町の考え方、取り組む方向性が示されております。この中で、条例や規則の改正が必要になる項目はどこですか。教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

改正が必要になる部分、特に条例は直ちには出てこないのかなとは思っておりますが、必要に応じて条例の改正も当然含むものとは考えております。

1つ目は、まず、今回契約の方法ということでプロポーザルがございましたけれども、その際の実施の期間の設定が問題になったということでございます。いわゆる適切な期間の確保が求められていますので、現在ある、現在は簡易型プロポーザル実施要綱というものでございます、こちらを充実させて、きちんと仕立てていきたいという件でございます。また、やり方的には、仕様書にきちんと記載するとか、そういった方法も出てくるかと思っております。

2つ目としましては、いわゆるアドバイザーや資本関係にある事業者の除外についてでございます。まず、入札等に参加することにより公平性が保たれなくなるのではないかというような可能性がございます。その場合は、契約約款などの改正によって明記をしていきたいと考えておりますが、中には、唯一無二の技術を持っている事業者などがあると思います。こことしか契約ができないんだけど、ここしか技術を持っているところがここしかありませんと、そういうような部分、明らかに契約することによって町に有益だというような部分については、もちろん議会の皆様に相談をして、場合によっては有識者や、あと、町民の皆様にも意見を聞くというような公平公正性に配慮していきたいと、その件がございます。

あと、3つ目ですけれども、情報セキュリティの取扱いについてでございます。SNSの利用、それから使用端末の部分について今回指摘を受けておりますが、実は、国などを見ますと積極的に活用しているというような、そんな現実もございます。そういう部分を町に落とし込んで情報セキュリティ対策要綱については改正をしたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 簡易型のプロポーザル方式の実施要綱の充実は、当然だと思います。参加資格の問題、対象となる事業額の額の問題、それから公募型とした場合の取扱い、これは当然必要になってくると思います。後でも聞きますが、やっぱり基本的には一般競争入札かそれに準じた形、あるいは提案者の審査ではなくて、提案内容を審査するなどに切り替えていくと、こういう必要があると思っております。

今、答弁のあった3点、3項目、いずれも条例ではなく要綱です。要綱によって変えるということですので、ぜひ充実して今後対応していただきたいと思います。

この対応案の住民説明会、5回開催しました。これから議会でも具体的な議論が継続的に進められます。町として早急に成案をまとめるわけですが、例えば各団体との意見交換であったりネットによる意見集約、いろんな意見の収集の手法がありますが、今後それらを行う予定、ありますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

既に対応策ということでまとめて公開をしております。説明会の中でもいろんな意見をいただいたと認識はしておりますが、対応策自体に大きな変更する部分というのはないのかなとは思っております。こういった場合どうなの、というような疑問は随

分ぶつけられた部分はございますけれども、そういったところはないのかなと思います。このことで、基本的には対応策として進めていきたいと考えておりますが、今後、ちょっと今、ここでどういう形でというのはなかなか申し上げられませんが、また改めて意見を聞くなりの方は取らせていただきたいと思います。以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） いろんなやり方ありますから、早く対応しなくちゃならない課題であるとか、いろんな話を聞いてまとめることもありますので、ぜひここは慎重かつ大胆に進めていただきたいと思います。

それで、3月の定例会にやっぱり一定の方向を出さないとまずいと思うんです。最終的には、進めるものは進めるにして。その辺をもう一回聞きたいんですけど、町の中に政策調整会議、それから庁議ありますよね、どういう形で議論を進めていきたいと思っていますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

現在、政策調整会議、あと庁議、これは現在存在をしております。それで、このいわゆる対応策の部分での議論という、そういう意味です、ちょっとすみません、お聞きして申し訳ないですが、そういうことでよろしいんですね。

改めて、例えば検証組織をどうするだとか、そういう部分、ちょっと変わってきている部分もありますので、そういったところで改めて議論できればなと思っています。基本的な項目は変わらないのかなとは思いますが、そういった当然議論する場がありますので、そこで改めて諮っていきたくて考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 先ほど、条例改正は伴わないだろうと、今は、これから議論すればもしかするとそういうことも生まれてくるという話がありました。

それで、私が言ったのは、やっぱり3月の議会前にやらないと、いろんな要綱、規則はいつでも変えられますけれども、条例改正となると、当然議会手続が必要になってくるわけですよ。そういう意味で、ぜひそここのところに間に合うようにお願いしたいと思っています。スケジュール感を聞こうと思ったんですが、今ので分かりましたので。

そこで、住民説明会が開催された際に、多くの意見が出されています。広報くにみでこの対応案に対する意見については把握をしていますが、参加者の話を聞きますと、この事件そのものに対する質問とか意見とか、そういうものは出されたと伺っていますが、具体的にどんな意見があったんでしょうか。ちょっとかいつまんでお願いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

住民説明会の際の対応策に対するもの以外の意見、質問等のご質問かと思っておりますので、かいつまんでということですので、お答えをさせていただきたいと思っております。

対応策に関してのもの以外では、いわゆる救急車事業についてなぜ事業を始めなければならなかったのか、またこの事業は成功すると考えていたのかなどなどでございます。また、町で設置した第三者委員会について、その進め方についての質疑、それから、その経費に関しての質問等がございました。また、企業版ふるさと納税につきまして、その使途についてのご質問、さらには、国の制度を逸脱しているのでは、という、当時のご意見ですけれども、そういうご意見をいただいております。

また、責任の所在について、当時の町長の責任の取り方についての質問、それから、瑕疵はあったのかという部分でございますけれども、その有無について説明が二転三転した理由について、あと、それから瑕疵があったのかの質問などについて出されております。

あと、それから、当時の前町長との関係でございますけれども、今、そこについて、いわゆる救急車事業との関わり、それから第三者委員会のほうで防災ゼリー事業、出てきておりましたが、その辺の関わりについてご質問を受けております。

また、あと、かいつまんでということですので、議会についても、議会について責任を問うというような声についてもいただいたところでございます。

以上でございますが、よろしいですか。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） なぜこれを載せなかったのかということだったんですけれども、実は、昨日アップされていて、私、今日の朝分かったんですよ。何で10月の末の広報紙にこれを載せなかったのか。選挙が終わりました、終わったら載せていくと、非常に不可解なんです。当時、これはいろんな方とお話をしますと、聞きたいのは皆、そこなんだよ。原因があって今回の対応策があるわけだから、その原因がどこにあったのかと聞きたいわけですよ、明確に。我々の調査に限界がありました、第三者委員会も限界がありました、だから、本当に仕様書を役場の職員がつくったんですか、特定業者との癒着はあったんですか、なかったんですか、いろんなことを聞きたいわけですよ。それに対する疑問が実は広報紙に、あのとき載らなかった。選挙を意識したんでしょうとみんな言っているんですよ。そう言っているんです。私もそう思います。

今回、選挙終わりました。結果出ましたけれども、今回出てきたわけです、これだけ、今度。何でこうなっているんですか。普通は一緒でしょう。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

広報くにも編集も総務課のほうで担当しておりますので、申し上げさせていただきますが、紙面の都合でその部分しかまず、ここはまず取りあえず急いで載せるべきだろうというようなことで、編集会議の中で決めさせていただいたということでございます。

あと、取りまとめについても若干時間を要してしまいましたので、大変、その辺の部分に関しましては、遅くなったという部分に関しましては、ちょっと申し訳なかったなと反省しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 10月の議員懇談会で我々、話したと思うんです。住民説明会やる必要ないですよと、今。やれば選挙目当てだって必ず言われますよと。ところが、その忠告にもかかわらず、10月の広報紙には、対応策、いわゆる引地前町長が打ち出した対応策しか載ってこない。終わった途端に耳の痛い話が出てくると、これ、おかしいでしょう。そこがやっぱり透明性、公平性が必要なのではないですかと言いたいわけです。これがないと、立派な政策を幾ら打ち出しても、これ、町民の支持や信頼を得られないんですよ。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

そこで、時間も大分経過していますから、13項目の中で何点かだけ聞きます。

事業計画についてです。今回の大きな事業で、今回の巨大事業で、事業計画が作成されていないというのが判明しました。この事業、実は私も何回も指摘をしましたけれども、長期計画にも企業版ふるさと納税を受け入れるための地域再生計画にも救急車事業の一文字も載っていないんですよ。しかし、なぜか4億円の寄附があった。後で分かりましたけれど。つまり、突然政策が決定されたわけですよ、寄附によって。第三者の意向によってこの事業が始まったわけですよ。これは経過から明らかなんです。事実ですから。つまり、巨額の寄附があった、ワンテーブルが描いたものだったにしても、経過は不可解なんです。

この対応策では、事業計画策定のチェックをどう行うか、この具体的な記載がありません。これ、どう行うんですか、これから。現体制も含めてお願いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、事業計画策定、入っていないのではないかとということですが、事業の立案時に事業計画があるというのは、基本的には必ずあるものというふうな認識でございます。事業の立案時に計画策定して、事業計画等評価の議論を行いたい。現体制では政策調整会議、それから庁議という組織がございます。そこで議論をして、具体的に成案としていくような流れになるかと思います。

あと、プロジェクト別委員会と申し上げておりますが、こちらは、個別具体的な議論をするための組織ということで、ここは必ず開くという認識ではございません。なので、基本的には政策調整会議そして庁議で全体かというような流れで進めるようなことで考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） これまでの体制、これまでのやり方そのまましっかりと実行するというふうな認識で聞いておりました。当然、当たり前のことを当たり前にすれば間違

いは起きないんですが、だから、間違いが起きないようにするためにも、複数の部署間での情報の共有というのはあると。このことだけはしっかり認識をして、改めていただきたいと思います。

そこで、対応案では、事業計画立案、次に政策調整会議、庁議、まあ管理職の会議でしょうね。プロジェクト別委員会、この政策決定プロセスとありますが、これ、今の決定プロセスと、繰り返しになりますけれども、どこが違うんですか。全く同じなのですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今ある組織と何も変わってはおりません。新たに何か設けるという、そういうことではないです。今あるもので、それぞれ決まっているものについて、それをきちんと実行していくという、そういう考え方になります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） そもそも論として、今ある政策過程システムが機能しなかった、あるいは実質的に形骸化していたと私は思うんです。そうであれば、その背景、原因はどこだったんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

背景ということになりますと、ちょっとなかなか答えにくい部分がありますけれども、やはりその全体的な進め方、その意識が欠如していたのかなという部分が主かなと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） そこが一番の肝だと私は思っています。

今回の対応策の中に、施策の検証、効果検証を町の総合計画審議会で行うと、こう書かっているんです。議会は年4回、最低、いつでも開催できると。監査委員も、当然、毎月毎月お仕事をされています。この総合計画審議会、これ、年2回です、今は。それも大体2時間ぐらいなんです。2時間。この時間の中で膨大な役所の事業をどう検証するんですか。不可能ですよ、こんなのは。言葉で書かっていますが、格好よく、現実的に無理だって。

総論は分かるんですよ、総論、言いたいことは。実効性をどう求めるかがポイントなわけですよ。それで、多くを申し上げませんが、審議会の中にやっぱり課題別、分野別のワーキンググループ、これをつくって議論をすると、このぐらいの提案をしてもらわないと、総合計画審議会でも審査しますなんてって、無理だって。もう一回答えてください、そこは。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ワーキンググループというようなご提案でございます。総合計画、所管、企画調整課ということになりますけれども、この辺の持ち方について、どういう形で組織を持つのか、どういう形で検証していくのかという部分については、今後ちょっとよく相談をさせていただいて決めていきたいなと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） そのようにお願いします。

対応案の中に、町民への直接説明の場をつくると、こういう文言があります。当然意義があると思いますが、どんな形をイメージしているのか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

直接説明という部分です。まずは、その前に、当然議会のほうに説明してご理解いただく、その中で、例えば議論の過程の中で、これは町民に広く意見を聞いたほうがいいでしょうか、そういう部分がもしかすると出てくるかもしれません。意見を聞く方法っていろいろあるかと思しますので、ここで全て網羅してお答えするつもりもございませんけれども、例えば、今行っているパブリックコメントも一つの手法だろうと思います。ぜひ、そういうところでご意見をいただく、それから、場合によってはいわゆる有識者であったり、その町内各層の団体にご意見を聞くとかということで、全員対象に集まっていたかというのはなかなか現実的ではない部分もありますので、そういったような、いろんな方法で進めていければなというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） やり方はいろいろとあると思います。ぜひ、多くの意見を吸収できるように、ぜひ工夫していただきたいと思います。

今あったように、パブコメの問題がありまして、これは有効な手段だと思います。ただ、前提となるのがあって、実は、昨年のくにみ学園構想のように、突然降って湧いたような政策が短期間で、実はパブリックコメントを行ったわけですよ。それがあたかも町民の意見の集約点、到達点であるかのような振る舞いをされた。私のところに、パブコメの、当時は回覧でしたけど、来たのは、パブコメの締切りの前の日でした。やっぱり、こういう拙速なやり方は、私、いかがなものかと思っているんです。特に、今回のくにみ学園あるいは救急車問題のように、大きな事業は、やっぱり基本計画を策定する段階でじっくり時間をかけて幅広く意見を聞くと、これが私、大事だと思いますが、お答えください、もう一回。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

期間の問題は、そのとおりかと思えます。やはり、一度周知して、期間、例えば1か月とかいうような期間ですと、ちょっと忘れてる間に日にちも過ぎてしまいますので、そういったところ、もう一回広報するなりというようなタイミングが図られ

ば、回答というか、意見をいただける件数もそれなりに増えていただけるかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 先ほども少し話を出しましたがけれども、政策を決定するプロセスとして、事業計画の立案がまず最初あって、政策調整会議が役所の内部であって、庁議、管理職の会議があって、場合によってはプロジェクト別の委員会と、政策別委員会、こういうことが示されております。これは、どういう機関で、根拠条例なのでしょう

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 政策調整会議と庁議については、庁議の要綱で定まっている部分でございます。庁議の設置要綱で定まっている部分でございます。あと、プロジェクトチームについては、総合計画管理本部設置要綱、その中で定まっているものでございます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 今、答弁のあった総合計画管理本部設置要綱、この中ではこう書かれているんです。「計画の策定及び推進を図るとともに、各施策の進捗について検証し、施策の見直し、新たな施策の策定につながる」と、こうあるんです。ここ 5 年で結構です、4、5 年で結構ですから、この政策別委員会、プロジェクト別委員会の実績を教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

すみません、なかなか拾えませんが、ちょっとかいつまんで申し上げるということでご理解いただきたいんですけれども、この要綱が令和 3 年度からになったかと思えます。それで、ちょっといろいろたどって調べてみたんですけれども、件数そんなに多くはございませんでした。大きいものと言いますと、例えば庁舎の建設ですとか、それから道の駅の整備、それから歴史まちづくり、今現在 2 期計画ということなんですけれども、その 1 期目のところです。あとは、最近ですと子ども・子育て支援事業計画の策定のためのプロジェクトというようところが主になってくるかなと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 結局、大きな事業がこの委員会、政策別委員会の対象だと、こういう理解ですね。

そこで、実は、この 13 の対応策案の 5 番目に、これ、今の委員会の、政策別委員会の機能化をしますと、よりもうちょっと規模を小さくして該当するという意味だと私は理解しましたが、人事異動も配慮しますという表現があるんです。私の考え方が違ってれば指摘してください。古い話で恐縮なんですけれども、実は、この種の大

きな事業の場合、チームをつくってやったわけです。チーム。例えば、農業振興地域整備計画の見直し、農振の見直し、これ、相当前です。30年ぐらい前かな。それから、これは係をつくりました。緩やかな組織横断的なチームは、介護保険が今から21年前に始まったんだけど、このときの介護保険推進班というのをつくったんだ、役所で。もう一つは団地造成、工業団地、住宅団地を仕上がる頃の最終盤に、多分総務課長も理解していると思うんですが、地域整備推進班というものを関係課でつくったんですよ。これ、緩やかな組織なんですけれども、今回、人事異動に配慮しますという表現があるので、私は、新たな注文をつくって、さっき言った政策別委員会、大きな事業の場合は、係をつくってやるものと私は理解して質問するんですけれども、どういうイメージなのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ちょっと誤解を招く表現になってしまったのかもしれませんが、議員おっしゃった部分、人事異動を伴った部分、これはそのとおり、私もよく存じ上げているとは言いませんが、認識はしているところでございます。

それで、人事に配慮してというのは、今回指摘いただいたその内容では、やはり、本来チームで行うべきでしょうというような指摘を受けた部分がございます。1人を残してみんな異動してしまいましたとか、そういったことだと、もう継続性もなにもないでしょうというような指摘がございました。そういう部分、大きいプロジェクトを抱えている際は、そういったところについて人事上の配慮をすべきではないかというような、そういうご意見をいただいたものを文字にしたということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） それであれば、私も余計な心配をしなくて済みます。職員の能力を最大限発揮できるような風通しのよい職場環境の整備をつくっていただきたいし、人事異動ですから、今さら申し上げるまでもないと思いますが、やっぱり恣意的、情実的な人事を疑われるような人事はやめていただきたい、このように思います。

時間がないので進めますけれども、今回のこの事業の中で、百条委員会も、あと第三者委員会も指摘しています。特定事業に直接関与できる、あるいは政策提言できるような企業、団体、今回ですとワンテーブルです。これらと資本関係にある企業、これの入札参加条件の除外をすると、こう求めていたんです。これは、当然、いろんな法律の関係もあって難しいと思うんですけれども、どのような今まで議論をされているか、教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

アドバイザーとか、そういうアドバイザーのいわゆる適切な活用というような部分になるかと思いますが、アドバイザーも事業者であるケースが多いかと思います。

ております。また、その資本関係にある、そういう場合も当然あるかと思います。

公平性を保つために、アドバイザーは参入できないようにするというのがやっぱり一番いいのかなという検討はさせていただきました。その際に、先ほどちょっと申し上げましたけれども、契約約款などにきちんと明記するとか、そういうような部分がよくのいいのかなとは考えているところでございます。ただ、当然事業者ですので、いわゆる商行為の権利がございます。そこについてはよく配慮をしなくちゃいけない部分だなということで、約款にきちっと記載するなどの部分に関しても、顧問弁護士とよく相談をさせていただいて進めていければと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 今回の問題で、情報セキュリティの関係が大きな課題になりました。この問題と公文書関連の質問は、ちょっと時間もないので別の機会で行いますけれども、今回の基本的なことだけ聞きます。

町の情報セキュリティ対策要綱、ありますよね。セキュリティ対策要綱の第 36 条の（４）のＡ、Ｉで、具体的な私のもの、私物の端末での公務使用を規定されています。どう書かれていますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

36 条のほうには、いわゆる職員等の遵守事項ということで書かれておりまして、その中に、支給以外のパソコン、モバイル端末云々というような、そのいわゆる業務利用というような記載がございます。ここの部分はもちろん当然の部分なんですけれども、いわゆる私どものほうでちょっと検討しましたのは、私用端末ではなくて、例えば公用端末で私用アカウントの使用とか、そういった部分については明文化はされておられません。ここも、さっき、冒頭、国の流れ、ちょっと申し上げましたけれども、そういったところでは既に使われているというようなところもありますので、そういったところは具体的にどうすればいいのかということについて、よく落とし込んでみたいというふうに考えたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） いやいや、そんなことを聞いているのではない。そんなこと聞いていない。

36 条に明確に書かれているの。書かれているでしょう。私物のものについては、役場の許可が必要だと書かれているわけですよ。ね。公用の場合の私的のアカウントについても書かれているんだよ、これ。そもそも、役所の品物を使っていれば、記録残るわけだから。情報公開開示対象なんですよ。私物を使っているから開示請求対象にならない、私の物だから情報も出せないと、こうなる。ここに書かれているんだから守ればいいだけなんですけど、違いますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君）　ここに、個人のアカウントのことまでは記載をされておられませんので、そこに関しては要綱に、ここに書かれていますというようなお答えはできないのかなと思っております。

議長（佐藤定男君）　佐藤　孝君。

5 番（佐藤　孝君）　役所のパソコンあるいはスマホ、役所で支給した場合ですよ、それを使っていれば記録残りますよねと。個人のアカウント使おうが何しようが、記録残るでしょうって。違いますか。

そもそも、アカウントは別の要綱に書かれているわけだから、これ。使う場合は町の許可をいただきなさい、そこに、要綱に書かれているんだから、別の要綱に。違いますか。

議長（佐藤定男君）　総務課長。

総務課長（澁谷康弘君）　要綱については、そのように、確かに記載はされております。記録に残るものとは考えております。

以上でございます。

議長（佐藤定男君）　佐藤　孝君。

5 番（佐藤　孝君）　あたかも、何か新しいものをつくって、改革しますよ、対応しますよと書いてあるんですが、今ある要綱で十分なんですよ。守ればいいという簡単な話なんだ。守ればいいだけの話。それを守らなかったから今回の問題が起きていると。それ以上のものを求めるんだったら別ですよ、もっと細かくやるんだったら別ですよ、基本的なことが書かれているわけだから。

そもそも、この規則なり要綱をつくったのは、国見町が勝手につくったわけではなくて、国あるいは他の市町村のを参考にしているわけでしょう。そんな違うんです。守れば。では、ほかのまちでこんな事件起きているんですかって、そのことを指摘をしておきたいと思います。

時間がないので、公文書の関係についてはもう省きます。やめます。時間がないので。

それで、13項目のこの案、これから具体的に一つ一つ進めて、達成状況を監視するチェックをするんだと。これ、主体はどこかということを知りたいんです。これを見ていると、議会とか監査委員会の存在ではなくて、第三者による検証委員会、これで進捗状況を監視する、チェックするんだということになっているわけですよ。どうもそれに違和感があるんです。違和感がある。監視チェックの主体、どこですか。

議長（佐藤定男君）　総務課長。

総務課長（澁谷康弘君）　お答えいたします。

当初、このチェック機関という部分で、町としての対応が軌道に乗るまでについては第三者機関による助言、検証をお願いして、おおむね3年程度検証をお願いしたいと、そんな考えでございました。ただ、新町長といろいろ協議の中で、内部での検証が一番適当なのではないかというようなお考え、それからそういう協議に至り、いわゆる内部、現在ある政策調整会議ですとか庁議とか、そういったところで検証を行い、

さらにそれを議会に報告して、もちろん監査委員のほうでも見ていただいてチェックをしていただくと、そんな方法がいいのかなと考えたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） ちょっと何か理解、よくできなかったんですけど、結局、検証委員会をつくらないということですか。ということは、住民説明会なり、これまでの議会の答弁、説明内容で180度異なるんですけど、それで間違いはないですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

考え方としては、それで間違いはないです。新たに組織をつくるというのは、現在の段階では考えてはいないということでございます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 今、答弁いただきましたので、以降の幾つかの関連質問については飛ばします。

実は、設置予定だった事務執行適正化検証委員会、これ、根拠法令は地方自治法の第138条、これは厳格な規定になっていまして、諮問して答申いただくわけです。町の根拠条例は、事務執行適正化第三者委員会設置条例のはずでした。間違いはないですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 自治法の関係は、もうこれ以上言いません。国家行政組織法まで言おうかと思ったんですが、やめます。

町の条例、根拠条例は、今、私が言った事務執行適正化第三者委員会、これ、10月に報告を出した委員会です。これは、事件、事故が発生した場合の委員会なので、会議は非公開。何を議論されているか、答申が出るまで全く分からない。言わば密室の議論ですよ。これを今回、皆様方は、前の町長をはじめ皆様方は、ここでやろうとしたんです。ここでやろうとした。これは、今回の事件でつくろうとした委員会ですよ。それを密室の協議の場でやろうとしたんですよ。これは、我々、認められない。結果として、今日、前向きな答弁をいただきましたからこれ以上言いませんが、やっぱりそこはもう少し良識ある判断を役所の中でしていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

時間がないので、飛ばします。

実は、今回の事件を受けて、やっぱり真相究明をして、そして対応策というのは、これは原理原則なんです。その真相は、冒頭申し上げたように、まだやぶの中です。

そこで、今日聞きたいのは2点です。文書が廃棄されたということが町の説明です。

全部ではないです。幾つかの文書が。それが公文書なのか、公文書ではない書類なのか、私、分かりません。見ていないから。廃棄されました。メールも廃棄されました。これは証言で明らかになっています。文書の再検索、メールも含め、やってもらえますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、文書につきましては、いわゆる公文書、公文書については廃棄はされていないというふうに私はお聞きをしております。それ以外の、例えばパンフレット類とか、外から入手をした書類で廃棄したものは当然あるというような、そういう報告は受けたところでございます。

メールに関しましては、確かに既に削除されたり、という部分はございますが、これは、町のメールのサーバーを交換した際にやむを得ず削除されたものも含まれるというように聞いております。この削除されたものについては、復元するというのは多分難しいと、そこもちょっと聞きかじりですけれども、そのようにお聞きしたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 書類の廃棄は、去年の 11 月の参考人招致で引き継いだ係長がおっしゃっているんですよ。監査を受けるときに、書類を探したらないと。前任者に聞いたら、どうしたんだと、廃棄しましたと。こっちで推測で言っているのではないですよ。推測で言っているのではなくて、百条委員会の証言で、そういう証言を係長がしているわけです、職員が。ないんだと、書類が。前任者に聞いたら、今言ったとおり廃棄したんだと。課長、どこの情報なんですか、それ。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） どこの情報と言われるとあれなんです、担当課のほうからちょっと聞き取りをした部分では、そのように私は聞いたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） ここで、この言った、言わないの話をしたくないので、どちらかがうそを言われているわけですよ。議事録読んでください。去年の 11 月二十何日の参考人招致でそういう証言ありますから。ここで言いません。

先ほど申し上げたように、メールの問題と、情報セキュリティーの問題と、文書の廃棄の問題は、別の議会でやりますから。メールの廃棄は復元できないということですが、これも、私が聞いている範囲内ではそういう関係する業者の方から、不可能ではないんだと、こういう話なんです。もう一つ言っておきますが、サーバーが変わったからなくなった、なんていうのは理由にならないんですよ。では、国とか県から来たメールもないんですかという話ですよ。大事なものはプリントアウトするとか、バックアップするとか、いろんな方法があるんだよ。だから、理由にならないんだよ。

これは別なところで議論しますが、メールそのものが共有されてきたわけだから、でも、肝腎なところのメールが実はない。そのことを再三にわたって私は言っておりますので、今後、それについては改めて要求をしますが、町長、いかがですか。文書の再検索、メールの復元、やる気ありませんか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） メール、文書の再検索についてでございますけれども、できるかどうかも含めまして、確認の上、検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 今、ライブ聞いている方は、ちょっとがっかりしていると思います。トップリーダーも変わって、さらなる事実の解明、真相解明が進むものと、一步踏み込んだと思っていた矢先に、今のようになっと消極的な答弁ではちょっと私も残念であります。

繰り返しますが、いずれ、この問題、別なところで、3月の予算議会の後ぐらいにはもう一回やりたいと思っています。新規開発の問題も事前通告していたんですが、多分それもやらないということなんでしょうね。これも質問、時間がありませんから、飛ばしておきたいと思います。

申し上げておきたいのは、新しい事実が出れば、総務委員会それから総務・建設の合同委員会、これまで何回もやってきました。これを調査再開と、こういうことも議会としてあり得るということだけは改めて申し上げておきたいと思います。

この一連の事件の報道、実は11月30日に、東京新聞の「特報部」で、2つの記事が掲載されました。12月5日は、福島民友新聞が社説で書いています。これは、先ほど、同僚議員も指摘しました。地元の雑誌社は、公益通報で処分された案件などをずっと報道しています。そこで、時間が来ましたので、最後に質問します。

この救急車問題で公益通報をしたとされる職員への懲戒処分、この根拠が、救急車事業では法令違反はなかったと、これに基づいて、したがって公益通報に当たらないから懲戒処分をしたと、これが町の公式見解なんです。ところが、先月の22日に内閣府によって地域再生計画の認定が取り消された。これは利益誘導があった、便宜供与があったということで取消しになっている。つまり、ワンテابل社への便宜供与があったとの内閣府の判断が明確になった、これにもかかわらず、町の処分判断は今でも正しかったと、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

その部分に関しましては、まず、現段階ではその判断は正しいという理解であります。あまり、係争中の部分でもありますので、細かいことは申し上げませんが、いわゆる内閣府の部分に関しては、行政によって行われたいわゆる不適格判断だと理解しております。

公益通報そのものにつきましては、いわゆる通報対象事実というものがございま

て、それって何なのかということですが、犯罪行為に当たらないものについては除外だと消費者庁の資料のほうにも範囲ということで書かれておりますので、そういった部分については、その部分だけ捉えれば当たらないとお答えをさせていただきたいと思います。それ以外の部分は、現在係争中ですので、差し控えさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 消費者庁の話は、国会でも議論になっていきますから、ここではもう言うつもりはありません。

時間が来ましたので、最後に、先日の12月4日、参議院の本会議、これは国民民主党の山形から出ている舟山康江さんが代表質問で、企業版ふるさと納税制度の質問をしました。この中で、今回の国見町の救急車開発事業の詳細が質問されて、今回の事案を再発させない対策などの議論がされております。国権の最高機関の代表質問でこの事件が取り上げられたんです。私たちが想像している以上のレベルで今回の救急車開発事業が各方面で注目され、問題視されているということが改めて浮き彫りになりました。

11月22日に、前町長が認定取消しへのコメントを発表しましたが、この中には、町民へのおおびの言葉、一言もありません。何か他人事のような内容でありました。事実を明らかにすると、原因を突き止める、これがないと、有効で実効性のある再発防止にはつながっていかないと思っています。引き続き真相解明に取り組む決意を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤定男君） 次に、11番小林聖治君。

（11番小林聖治君 登壇）

11 番（小林聖治君） 初めに、村上新町長におかれましては、先月10日の町長選挙において見事当選の栄に浴されました。おめでとうございます。一部複雑な問題を抱える我が町ですが、今後の町政運営に積極果敢に取り組まれますよう、期待いたします。

それでは、令和6年第7回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

まず、町長の町政執行の姿勢及び町づくりの基本方針について伺います。

既に各議員の方々にも、関連した項目についてご答弁はされておりますが、私も新たな町政運営について町長にお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

私は、「地域の誇りと未来を共に みんなが主役の地域づくり」を基本理念とし、政策を訴え、住民の皆さんの支持を得て、この場に立っております。これに基づく5つの目標、1つ目、「住民主役の信頼される地域づくり」、「安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくり」、「互いに支え合い助け合える思いやりのあるまちづくり」、「誰もがイキイキと活躍できるまちづくり」、「住んでよかった 選んで

よかったと実感できるまちづくり」、この5つの目標に向かって全力を尽くして政策を立案、実行してまいります。そのためには、子育て支援、高齢者への支援、農業をはじめ、商業、工業、産業振興策、災害対策、空き地、空き家、空き店舗の利活用、企業誘致、住宅供給の促進、これらの政策に力を尽くしてまいります。

これらの政策は、住民の皆さんお一人お一人のご意見をよく聞いて、住民の皆さんに負託を受けた議員の皆さんにも意見交換をしながら、一緒に進めてまいる所存でございます。そして、未来に向かって国見町が希望を持って将来を展望できる国見町にしていくということを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 分かりました。

それで、ちょっと関連で再質問したいんですが、先ほども佐藤議員から終わりのほうにちょっとあったんですけれども、今月5日の福島民友新聞の社説なんですけれども、企業版ふるさと納税に係る一連の問題について、4億円の交付金を損失させただけでなく、企業版ふるさと納税による寄附の受皿が当面失われることとなったと、不適切な行政手続で町民の不利益が拡大する事態を招いた町の責任は重いと指摘しております。さらに、内閣府は地域再生計画の認定取消しの文書で、事業を町に提案した宮城県の企業が受注した場合には、寄附企業の子会社に救急車が発注される可能性が高いことを町職員らが認識していたと指摘し、その上で、事実上宮城県の企業しか受注できないような条件を設けるなど、殊更有利に取り扱ったとしたと。

町議会の調査特別委員会、百条委員会ですが、この調査では、職員と企業による複数回にわたる会食や内部文書のやり取りなど、不適切な関係が明らかになった。救急車事業には、特殊な車両の仕様書作成の経緯や研究開発したとされる救急車が短期間で納車された点など不自然な部分が多く残っている。百条委員会の調査では、関係する職員らが記録を廃棄したので分からない、記憶にないなどの弁明を繰り返しており、隠蔽の疑いも晴れていないと、いまだにこの問題が収束していないことを指摘しています。その上で、失墜した町政の信頼を回復するためには、組織のうみを出し切ることが欠かせない、新しい町長の下、町は主体的に調査し、実態をつまびらかにすべきだと指摘しています。この指摘は、今回の町長選挙の争点となったところであり、村上町長には、国や県などの信頼回復とともに、実態解明について町民の強い期待が寄せられています。

体制の刷新をなくして信頼回復ができますか。前の町執行部と同じメンバーによる同じ対策では国に対しても、町民に対しても、改革に対する熱意が疑われます。そこで、村上町政では、この事態の解明、うみを出し切る改革について具体的にどのような取り組みを考えているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

今般の、今のお話、承知しております。そこで、私、就任してからこのような関連

の文書の確認作業を現在しているところでございます。その廃棄されたと言われる文書、消去されたと言われるデータですけれども、それらの検索につきまして、できるかどうかも含めまして、今、調査中といたしますか、検討中といたしますか、その辺のところを考えております。いずれにしましても、このままでは終わらない問題であるというふうには認識しておりますので、法律の専門家とも話をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 前の、前町執行部の行政執行では、明らかにおかしい判断がなされております。今月5日に発行されました経済誌でございますが、政経東北の12月号でも取り上げられておりますけれども、救急車問題が特定業者への便宜供与であることを告発しようとした職員を懲戒処分とし、その懲戒処分を疑問に思った情報開示請求に対しては、条例を曲解して、現在訴訟となっております。町長は、この前町執行部の判断に対して、今後どのような態度で臨まれるのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 町は、職員に対して権限外の情報を入手してメールで転送していたというふうな、極めて不適切な対応をしていたというふうなことで懲戒処分をして、それに対して、職員のほうから公平委員会のほうに訴えられております。現在、公平委員会のほうで審議が続いておりますので、まずはその審議の結果を見ていくというふうなことを現時点では考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 私は、細かくは聞きませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

来年度の予算編成の基本方針についてお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

基本方針、基本的には内部での予算編成のための指針ということですので、その一端を申し上げさせていただければと思います。

まず、先ほど町長から説明のありました基本理念、それから5つの目標、これらがございます。それに沿った事業展開をしていくことというのが、まず一番上にございます。また、今あります第6次国見町総合計画、それから国見町過疎地域持続的発展計画、この2つに掲げた指標の達成に向けて成果を見いだせる施策に取り組んでいくこと、これが2つ目でございます。これらの実現のために、積極的な財源の確保に努めていただきたいというような内容でございます。

これまでの前例にとらわれることなく、国や県、それから民間企業との連携などを進めていく、それから、今後出費の多くなる施設の整備、それから維持管理にあたりましては、PFIとかPPP、いわゆる民間の資金の活用の部分など、あと契約の方

法などいろいろございますけれども、そのような多様なスキームについて活用することを検討してほしいというような内容となっております。

以上のことを中心に予算編成を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 先ほど町長が申していましたように、今回の予算編成方針は、「地域の誇りと未来を共に みんなが主役の地域づくり」という町長の公約を基にされますということで、先ほどお聞きしました。これは、まさに村上町長が選挙戦で訴えてきたものであります。しかしながら、予算編成は町民全体に関わるものであり、当選した候補者の支持者のための予算編成ではありません。町の予算編成にあたって、自身の選挙公約を基にした予算編成というのはあり得るのでしょうか。

例えば、町長は、長年県に奉職されていたわけですからご存じだと思いますけれども、福島県の予算編成は、知事の選挙公約ではなく福島県総合計画に基づいて編成してきたではありませんか。相手候補に票を託した町民もいるわけですから、予算編成はオール国見の発想で行うべきであると思います。救急車の問題を顕在化させたのは、職員の過度の付度が、問題があっても誰も止めない、意見の言えない職場環境であったのではないのでしょうか。町民が期待しているのは、独裁者の誕生ではなく、まさにみんなが主役の地域づくりであり、問題解決のための広い議論なのではないのでしょうか。そのために、総合計画が基本となるべきではありませんか。

もし、総合計画について見直しが必要であれば、広く町民と議論し、我々議会も共に汗を流し、必要であれば全面改定も行うべきだと思っております。そこで、改めて、こういった意味で、予算編成にあたっての町長のお考えをお聞きします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） すみません、事務的な部分でちょっとお話をさせていただきますが、お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、町長のまず公約でありましたり、そういったところをまず実現するという、これは1つ大事な事かなというように思っております。ただ、それがほかの支持者以外の町民を無視するだとか、そういうのではなく、当然、さっき方針で申し上げましたけれども、第6次総合計画、それから過疎地域持続的発展計画に掲げたそれぞれの指標の達成、これも目標の一つになりますので、何らその部分は問題はないのかなと思っております。

ただ、あと、6次総計につきましては、7年度に見直し作業が、中間で行われるということです。そういったところも踏まえて、今後、令和7年度はともかく、それ以降の部分についても、総合計画に沿った予算のつくり方ということになるのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 今、総務課長から答弁いただきましたが、それで、総務課長、も

う一回質問してよろしいですか。

今回、企業版ふるさと納税に関わる国見町の地域再生計画が取り消されました。当面、国見町では企業版ふるさと納税の受入れができなくなったわけです。これは、予算編成上、大きな問題ではありませんか。この対策としてどのような方策を考えているのか、また、内閣府への信頼回復のため、どのような対策を講じるつもりなのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、いわゆる地域再生計画が取消しになったということで、今、企業版ふるさと納税の受皿がないというような状況の部分かと思います。取りあえず、地域再生計画については、そもそも令和7年3月31日が期限であったということでございますので、いずれにしても、改めて計画の策定というのが最終的には必要になってくるものというふうには思います。それは別にしまして、今後新たに計画をつくってお出しをすることによってまた受入れが可能になるかどうか、この辺については、担当課と内閣府とのまた相談かなと思っておりますので、その辺の議論を待ちたいと思っております。

予算上については、もともとこの予算については、見込んだ上で予算編成をしているものではございませんので、その部分では予算編成に限って言えば、特に影響はないものと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 分かりました。承知しました。

それでは、次に、県北浄化センター用地の利活用についてお伺いいたします。

県北浄化センターは、昭和59年度から事業に着手して、平成8年4月に供用を開始して以降、関連する福島市、伊達市、桑折町、国見町の公共下水道の整備進捗等による下水流入量の増加に応じて順次増設を行ってきましたが、事業着手から39年が経過する中で、人口減少等により当初想定した施設等の整備を要しなくなったことなどに伴い、約21.8ヘクタールが未利用地となっております。この未利用地となっているうちの17.8ヘクタールが有効活用されておらず、適切な維持管理を持続していく上で、課題の一つとなっております。

そこで、県は、この未利用地について、先月1日にサウンディング型市場調査を実施したとのことですが、その結果について、町としてどう捉え、どう考えているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

県北浄化センターを所管する福島県県北流域下水道建設事務所では、環境保全協定書、覚書、堀河処理区接続に係る要望、地域からの適切な維持管理及び利活用についての要望、意見、獣の住処にしない、地域貢献、経費削減、イメージアップを利活用

のコンセプトといたしまして、幅広いアイデアの収集、行政だけでは気づきにくい課題の把握、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者の参入意欲の把握を目的に、11月1日に国土交通省が主催しますサウンディング、官民対話で調査を実施いたしました。その結果でございますが、参加企業は1社で、提案された利活用方法は、太陽光発電所の設置という報告を受けたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） それで、今後、町としてこの県北浄化センターの未利用地区について、積極的に介入する余地はあるのか、改めてお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

町といたしましては、県の所有地となりますことから、阿武隈川上流流域関連公共下水道の構成市町であります福島市・伊達市・桑折町の意見を踏まえることとなりますが、国見町は県北浄化センターの立地町でもあり、地域から適切な維持管理及び利活用についての要望・意見がありますことから、町は構成市町の一員としまして積極的に発言していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 分かりました。

ただ、私は、この未利用地に国際試合にも対応できるスケートボード場をつくれな
いかと実は考えております。この土地が県の所有であったり、国見町だけではどうに
もできないのは承知しておりますが、過疎指定されるような小さな自治体からでも、
このアーバンスポーツの一つでもあるスケートボード競技で将来オリンピック選手が
輩出するようなことにでもなれば、交流人口も次第に増え、移住者も増え、町民も夢
や希望の持てるすばらしい町になるのではと夢を見ながら、私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後3時40分から広報常任委員会を委員会室で開催いたしますので、ご参集願
います。

明後日13日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

（午後3時34分）

◇

◇

◇

第 3 目

令和6年第7回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月13日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第76号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第77号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第78号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第79号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第80号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第81号 国見町チャレンジオフィス条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第82号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第83号 令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第84号 令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第85号 令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）
（追加日程）
- 第11 議員の派遣について
- 第12 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（１１名）

１番 斎藤 樹 君	２番 佐藤多真恵 君	３番 菊地勝芳 君
４番 （欠番）	５番 佐藤 孝 君	６番 蒲倉 孝 君
７番 八巻喜治郎 君	８番 宍戸武志 君	９番 （欠番）
１０番 山崎健吉 君	１１番 小林聖治 君	１２番 渡辺勝弘 君
１４番 佐藤定男 君		

・欠席議員（１名）

１３番 松浦常雄 君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 村上利通 君	教 育 長 高橋幸子 君
総 務 課 長 澁谷康弘 君	職 務 代 理 者 大勝宏二 君
税 務 課 長 佐藤光男 君	企 画 調 整 課 長 榊 英 則 君
ほ け ん 課 長 佐藤温史 君	住 民 防 災 課 長 黒田典子 君
産 業 振 興 課 長 佐藤智昭 君	福 祉 課 長 佐藤智宏 君
建 設 課 長 村上幸平 君	農 業 委 員 会 長 宍戸浩寿 君
会 計 管 理 者 兼 阿部善徳 君	農 事 務 局 長 大勝晴美 君
会 計 課 長 中條伸喜 君	上 下 水 道 課 長 小野笑子 君
教 育 施 設 課 長 八島富一 君	教 育 総 務 課 長 佐藤徳正 君
農 業 委 員 会 会 長	生 涯 学 習 課 長 代表監査委員

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 実沢隆之 君	書 記 八島 章 君
書 記 豊野好洋 君	書 記 木村恒夫 君
書 記 石澤 廣 君	

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は１１名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇議案第７６号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第１、議案第７６号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第７６号、国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第７６号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第７６号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第７７号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第２、議案第７７号「国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第７７号、国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ちょっとお伺いしますけれども、この5条の中で、一般的に国見町一般職の任期付職員の採用の件に関する条例の中で、第5条に短期間勤務職員の任期を定めた採用人員は今、何人いるかちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えします。

短期間の部分については、今現在はおいでになりません。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） いないということですのであれなんですけれども、8条も、この金額を見ると大分高いんですけれども、私、思うには、この特定任期付職員の号俸には、1から7までご存じのようにここに書かれているようにあるんですけれども、ちょっと中身を私、見ると、基準となる職務の内容を見ると、1、2、3号給でも高度な専門的知識と書かれているんですね、これ。ここには書かれていますよ、別なものを見ると。あと4号、5号では高度と書かれているんだね、今度はね。あと6号、7号では今度、極めて高度と、大分高いんですね。

だから、この一般職員並びに管理職員が任期付職員になった場合は、大体どの辺の号俸から入るのか、参考までに教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

こちらで申し上げている特定任期付職員の給与の部分でございますが、これは一般職の任期付職員とはまたちょっと別なものでございまして、特殊な技能といいますか知識とか、例えば弁護士、ちょっとすみません、今、全て持ってきているわけではないんですけれども、例えばでいいますと地域防災マネジャーをここの部分で該当させていたとか、あとそういう特殊な資格とか、そういったものを持っている方を任期付職員として採用する場合にここを活用するというようなことになりますので、今、町でここにいわゆる該当させて雇用している方、これは今いない状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第 78 号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第 3、議案第 78 号「国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第 78 号、国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 78 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第 79 号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

議長（佐藤定男君） 日程第 4、議案第 79 号「国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第 79 号、国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第80号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第5、議案第80号「国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(澁谷康弘君) 議案第80号、国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第80号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第81号 国見町チャレンジオフィス条例の一部を改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第6、議案第81号「国見町チャレンジオフィス条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長(大勝宏二君) 議案第81号、国見町チャレンジオフィス条例の一部を改正する条例について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

12番(渡辺勝弘君) 企画調整課長にお尋ねします。

今回のチャレンジオフィスの条例改正ということで、まず1点で、まず令和5年

8月にやり始まったという事業だと思うんですけども、それをあえてこのタイミングで、もう1年ぐらいで変えてしまうというか、やり方を変えてしまったのは、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

このチャレンジオフィス条例ですけれども、大坂オフィスということで令和5年8月にリノベーションが完成いたしまして、入居者の募集を行ったところでございます。

その後、町外の方に入居していただいたのですが、問合せで町内の方からぜひ使いたいと、何で町内の人は駄目なんだというお話を数件いただきました。

よって、町内の方、移住定住向けの施設ということになりますので、定住を目的とする施設ということもございますので、利便性を図るため、この条例を改正したということでご理解いただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） もともと、この大坂団地のリノベーションをするというのは、私は個人的には、町内ではなくて町外の人たちの移住定住を目的に考えているという認識、意識をしておりました。つまり定住者、今の定住を促進するのではなくて、移住定住者の方々がここで仕事をできる、こういう場所でも仕事ができるということでどんどん増えていくのかなというような意識を持っていたんですけども、それを移住定住よりも定住化、つまり今の住民の方が住んでもらいたい、今の住民の方が利用できるようにしちゃうということは、もともとこのやり方、移住定住という肩書というか、そういう形のものは、まず逆に言えば失敗したのかなと思うんですけども、その点についてはどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

このいわゆるチャレンジオフィス、大坂オフィスでございますが、当初、町外向けということでやらせていただきました。町外の方からも問合せ、何件かございました。ただ、条件が合わなくてなかなか入れないという状況も確かにございます。

また、それと同時に、町内の方から問合せがございました。4件、5件ほどございました。それで、ぜひ使いたいのにということでお話を伺いましたので、町民に伝えるということで、今回利便性を高めるために条件の修正を行ったということでご理解いただければというふうに思います。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 分かりました。課長の答弁とこれからの考えということで、今までの考えをお聞きしましたので、それは理解いたします。

とすると、申し訳ないですけども、ああいう住宅というのは、その近辺にまだ

2つ、3つぐらいあると思うんですけども、今後、その住居が新たに、例えば住居
というか今住んでいる方が退去してしまったということになれば、まだ同じようにリ
ノベーションをしながらこういう住宅を造って、今のように町民の方にも利便性を高
める形のものを今後も続けていくのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

大坂住宅ですが、5棟ございます。その1棟について、今回リノベーションをさせ
ていただいたというような状況でございます。

現在の状況は、入っている方がもちろんまだいらっしゃいます。条件を整えば、リ
ノベーションをやっていければというふうには考えているところでございますが、リ
ノベーションも最近、いわゆる資材費の高騰がございまして、なかなか難しい部分が
ございます。リノベーションして使うまたは、新規では建てたほうが長期間使えると
いうような長所と短所がそれぞれございますので、そういうのを鑑みながら、今回の
チャレンジオフィスのような、町内、町外の方が利用できるような住宅について対応
していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第82号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第4号）

議長（佐藤定男君） 日程第7、議案第82号「令和6年度国見町一般会計補正予算（第
4号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第82号、令和6年度国見町一般会計補正予算（第4号）
についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 議長、質問は款ごとじゃなくてよろしいですね。一遍にずっとやっちゃっていいですか。

議長（佐藤定男君） はい。

6 番（蒲倉 孝君） まず 1 つ目が、2 款 1 項 1 0 目 1 0 節需用費の 1 0 7 万、歴史的風致維持向上計画事業の補正増ですが、これいつ発行するのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

歴史的風致維持向上計画の 2 期計画を現在策定しています。そして、議員の皆様にも説明を申し上げたところでございます。一応、年度内の完成を予定しております。

正式な完成が、2 月の下旬に国に申請しまして、その後認可をもらうという形になりますので、仮の段階でも印刷を委託しまして、内容について年度内中に概要版ぐらいはできるようにしたいというふうに考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

もう一つ、都市計画法の風致地区のように、告知看板等の規制とかはあるんですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回の歴史的風致維持向上計画、2 期計画につきましては、重点区域ということで定めさせていただいております。そちらにつきましては、いわゆる補助事業を行う場合、国ですけれども、優遇措置というものがございまして、その中で事業を行う場合については何らかの優遇措置を受けることができるというような中身でございます。

景観に基づく看板掲示の規制とか、あと建物規制というのは、景観条例に基づいて規制を行うというような中身になっています。今回につきましては記載はございますが、そもそも町の条例として景観条例などが今のところないような状況ですので、規制等は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 別な質問です。

1 0 款 2 項 1 目 1 4 節工事請負費 8 5 0 0 万、国見小学校体育館空調整備、補正増、もう一つ同じなので 6 項 2 目 1 4 節工事請負費 1 億 2 1 0 0 万、合計で 2 億 6 0 0 万という大きな事業の補正増ですが、本日の朝刊にも掲載されてましたが、福島市がこれから空調設備を検討するということで、国見町が子どもたちのためにいち早く動いており、すばらしいことだというふうに思っております。

そこで昨日、再度議案調査会にてご説明いただいた詳細について、再度お聞かせください。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

今回の体育館におけます空調工事、これについてのまず目的についてでございます。目的につきましては、夏場の熱中症対策といったことで、児童生徒が主に活動する場所、そういったことで、まず熱中症対策といったこと、あと活動機会の確保といったことでございます。

そして、この両体育館につきましては、町の指定避難所となっていることから、避難施設の環境整備を図るものとして、有利な起債を活用し整備するものでございます。

この空調工事の詳細についてでありますけれども、町のほうでは輻射パネル方式、そしてエアコン方式、さらにパネルとエアコンのハイブリッド方式、この3つの方式について比較検討を行ってきました。これは町が実施設計を発注する中で、その中で専門業者に比較をさせたものでございます。

まずはイニシャルコスト、さらにはランニングコスト、これを合わせたトータルのコスト比較、さらには現状の体育館の使い方、そして実情、そういったものを考慮しまして、さらに非常用発電設備の持ち方、こういったものも含めまして総合的に判断をした結果、エアコン方式での整備を図ることとしたいとするものでございます。

なお、この8500万円、さらには1億2100万円、この整備費につきましては、実施設計の発注業務の中で概算工事費を積算させ、その成果を基に町が工事費を計算したものでございます。

工事費の計算におきましては、公共工事の積算システムを使っておりまして、その単価は公共単価といったことになります。ただ、この公共単価がないもの、これにつきましては見積書を徴収し、設計単価を決定することとなるわけでありますけれども、体育館の空調工事におきましては、やはり一部この見積単価を採用してございます。この見積単価につきましては、3つのメーカーから見積りを徴収し、最安の価格を設計単価として採用してございます。

今回の補正予算成立後には、早急に入札、契約の手続を進めまして、工事契約に関するご議決をいただいた後に着手し、部材調達を行い、柏葉体育館については5月頃竣工、小学校体育館については9月上旬頃には竣工をしたいと考えております。

いずれの体育館についても、児童生徒、町民のスポーツ団体等、様々な場面で利用されておりますので、その活動に影響がなるべくない時期を選定しながら、工期をずらしながら実施していきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） ご説明ありがとうございました。

入札等、これからもいろいろあると思いますので、詳細を協議しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 教育施設課に、今と同じような質問になってしまうんですけども、

内容になっちゃうんですけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今回、エアコンの設置と、特に私は柏葉部分しか分からない部分ありますけれども、今、柏葉というか云々には大型換気扇がついております。それは、あくまでもコロナに対応するということで、非常に大きなファンをつけて換気をしております。換気することによって、コロナが5類になりましたということになったとしても、コロナの猛威はまだ下がってはいないのかなと思っている状況の中で、エアコンを今回つけるとなれば、当然密室での活動というか、密室でのエアコンを閉め切った状態、部屋というか体育館内を閉め切った状態の中でやるようになると思うんですけれども、今回このようなエアコンつけた場合に、今までの換気と違う形になるのか、あるいはこれを利用した形で、どのような形でやるのか、その中身をちょっとお知らせください。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

現在、柏葉体育館に設置されております換気扇、これについてはコロナ禍において換気機能を強化するために整備されたものと理解してございます。

空調設備設置後の利用でございますけれども、コロナ感染症につきましては、5類移行になったとはいえ、議員お質しのとおり感染リスクといったものは依然としてあるわけでございまして、コロナ感染症のみならず、感染症対策としての適切な換気といったものは必要になろうと思います。

そういった中では、空調を入れるから、もう絶対窓とかは開けない、換気扇も回さないといった中で使うということではなくて、適切な換気をしながら利用いただくということを考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 課長、どうもありがとうございます。

確かに、そういう形を取っていただくという形を取らなくちゃいけないということが分かりましたので、ありがとうございます。

それでは、今後これを設置する上で、これから発注活動というか発注になると思うんですけれども、この発注に関してどのような形、つまり大手業者に全て任せてやってしまう発注なのか、地元の業者というものも必要だと思うんですけれども、その発注の形はどのような形にするのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 今後の工事、契約に向けた発注につきましては、指名競争入札を予定しておりますけれども、これにつきましては町内業者を中心に、この工事を請け負う能力というものを判断しながら業者を選定し、入札において業者を決定していきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

八巻喜治郎君。

7 番（八巻喜治郎君） 私のほうは、同じ、これは体育館の空調設備については、非常に子どもたちにとっても、藤田地区の町民の避難する場所にとっても非常に重要であると。そして、大きな災害のときに、電源、ここで昨日も前もって説明を受けたんですが、可動式非常用電源稼働のための発電機の確保について説明を受けております。その中で、町の土木建設業協会とはもう話していますが、町の管工事組合とも協定を締結できないものか検討を進めますということを説明受けたんです。これは県や町、国なんかも同じなんですが、検討を進めるということは不安定な言葉なんです。検討の結果、できなかったとか、できますとか。検討を進めるなら、その結果を私らは監視する必要がありますから、その協定とかも含めて、後で検討の結果を知らせていただきたい。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤定男君） じゃ、今回の回答はいいですね。

7 番（八巻喜治郎君） はい。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） ほけん課長に伺います。

歳入の 9 ページ、衛生費県負担金でこれ 4 6 9 1 万 5 0 0 0 円が計上されております。

一方、支出のほう、歳出のほうは 1 7 ページの衛生費の予防費、補償金、同額の 4 6 9 1 万 5 0 0 0 円が計上されております。

議案調査会でも質問させていただいて、課長答弁は補償金、補償費として 1 件だと、こういう答弁でありました。額が大きいので、不幸にして亡くなった方がいらっしゃるのか、それとも重篤といいますか重大な後遺症があると、こういう推測をしております。

そこで、これ何の予防接種によって発生した医療被害といいますか健康被害なのか。また、その方について基礎疾患等があったのかなかったのか。個人が特定されない範囲で結構ですから、教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 5 番佐藤 孝議員の質問にお答えいたします。

この内容につきましては、新型コロナワクチン接種の健康被害によるもので、高齢の方がお亡くなりになられたものであります。国の予防接種健康被害救済制度に基づき、死亡一時金と葬祭料がご遺族に支払われるものです。

なお、この方につきましては、複数の疾患はありましたが、詳しい病名等につきましては個人名等が特定される可能性がありますので、これ以上の内容は控えさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） これまで数十年にわたって、ここにいらっしゃる全ての方が何らかの予防接種を接種しております。当然、大小といいますか、軽度、重度の健康被害等

もこれはあると思っています。ましてコロナですから、いろんな情報も飛び交っております。私、聞きたいのは副反応、今回のコロナワクチンの副反応は結構あったということは聞いておりますが、腕が上がらないとか、ちょっと1日具合悪かったなんという、そのことを含めればこれは切りがありませんから、役所で、ほけん課のほうで、入院、あるいは後遺症が残ってしまったと、あるいは今報告された以外に不幸にして亡くなったと、こういう情報といいますか事実があれば、先ほど申し上げたように個人を特定されない範囲内で教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

町で把握しているものとしましては、今回認定されたもののほかに、新型コロナワクチン接種による健康被害としまして、死亡されたご遺族の方からのご相談があり、予防接種健康被害救済制度に基づき、国に申請中の案件がもう1件あります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 今、課長のほうから、今日の補正で出た以外の健康被害が1件あったと、こういう答弁であります。

繰り返しますが、コロナワクチンに関して、もう何年もメディアを通じて知らなくていいような情報まで流されて、ある意味、不安を助長するような結果になったと、これも指摘をされています。

今回、補正でこの数字が出ました。これは当然、広報にも載ります。そうすると、誰なんだと、これは世の常といいますか、必ずこういう話になるんですね。当然、個人情報ですから漏れることはないと思いますけれども、ある意味、過度な不安を助長させないというのも、今後の町の大事な施策といいますか、対応の一つと考えております。やっぱり、この安全性を周知すると、これはもちろんですね。そうでないと、誰もこれコロナにかかわらず、いろんなワクチン受けませんから、安全性の周知は当然にしても、併せて忘れがちになっている、接種するとこういうことが起こりますよという注意、これも改めてリスク管理をする意味で徹底をしなくちゃならないと思っています。そこのところ、対応を今、町としてどう考えているか、まず1つ聞きます。

あわせて、予防接種によって被った健康被害が発生した場合、一体どこに相談して、あるいは届けばいいのか、そのことも併せてお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

予防接種につきましては、乳幼児期に行う日本脳炎など、町から接種勧奨を行うものと、インフルエンザのように任意で接種を行うものがありますが、ワクチンの説明をよく読んで接種を受けることを、これまで以上に分かりやすく伝えていきたいと考えております。

また、予防接種により副反応がひどいような場合につきましては、まずは町ほけん課までご相談いただければ、県や医療機関等と連携して対応させていただきます。

参考としまして、今回のように重大な事象のものにつきましては、県北保健所長ほか4名の医師による町予防接種健康被害調査委員会において因果関係等について審議し、その案件を国に進達することとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ページというのはあれなんですけれども、今年の4月から会計年度任用職員、この規定が変わりました。5年度から6年度の会計年度職員の報酬、それから今度給与になったという職員もおりますので、給与が大分、大幅に上がったんですけれども、昨年度と今年度の全体的な報酬、給与の総額が分かれば教えていただきたい。

あと、また今回の補正予算で増額となった分、各課で上げてあるんですけれども、全部これ計算するのも私、大変なものですから、ぜひ分かれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

申し訳ありません、会計年度任用職員の部分に関しましては、昨年度との比較という部分では、すみません、今ちょっと数字持ってきておりませんので、それは後ほど別な形でということになるかと思います。

人件費の部分でいいますと、ちょっとお待ちください。人件費の部分、いわゆる正職員と補正の部分という意味でございます。

人件費の部分、いわゆる正職員の部分でございますけれども、正職員の部分で今回の補正額が、各課分かれていますけれども、合計でいいますと約2800万ほどとなります。

あと、会計年度任用職員につきましても、人勧に係る部分で約5000万ほどというような金額となっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今お話あったとおり、国見町には会計年度職員、いわゆるフルでやっている給与の面と、それからパートでやっている報酬の分と2つあって、全部で127名と、私、今年の4月1日現在では聞いているんですけれども、その割合というのはここで話すことはちょっと難しいでしょうかね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） いわゆるフルとパートの部分、すみません、ちょっと今、資料を持ってきておりませんので、そこはちょっとお答えは、すみません、後ほどということをお願いをしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） じゃ、ちょっと別な話なんですけれども、これ超過勤務の話なん

ですけれども、２７ページに超過勤務の総額、対前年、今度の補正予算で９９０万円ほど上がっているんですけれども、これ対前年に対して９９０万円というのは何%ぐらい高くなっているんですか、これ補正予算だけにして。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 申し訳ありません、そこもちょっと数字、微細という部分はちょっと数字持ってきておりませんが、９９０万円というようなことで今回補正をさせていただいたところでございました。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

１０番（山崎健吉君） ということは、また質問してもなかなか答えが出てこないかもしれませんが、この９９０万のうち、どの課が忙しいのか分ければ、結局的に一番高いというんですか、支給率が高かったのか。そして１００時間以上超えるところが何人ぐらいいたのか、これも含めてお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

どこの課という部分でいうと、全体的には忙しいかなというところはありませんけれども、ただ今回、補正は別にして全体的に見ておりますと、今回選挙が２つございました。そこで、選挙２つあった関係で、１００時間越えの職員がそこで出てきております。それまでは、本当に純粋に１００時間を超えた職員というのは、今年度についてはほぼほぼいなかったわけですが、そういった部分では全体的な、選挙はちょっと特殊なやっぱり業務だというふうには思っておりますので、それを除きますと、全体的には前年度を下回っているというような状況かというふうには思っております。

今年度は特殊事情として、衆院選、それから町長選、町議補選の部分が非常に大きい部分があるかなというふうには思っていたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。よろしいですか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第８２号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第８２号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第８３号 令和６年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議長（佐藤定男君） 日程第８、議案第８３号「令和６年度国見町国民健康保険特別会計

補正予算（第２号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第８３号、令和６年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第８３号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） ここで、先ほど質問ありました件について、総務課長より説明ありますので、お願いします。

総務課長（澁谷康弘君） 申し訳ありません。先ほど会計年度任用職員の内訳という部分、ちょっと数字申し上げられませんでした。今年度につきましてはフルタイム会計年度任用職員が５４名、パートタイム任用職員については７２名、合計１２６名ということの数字となります。

前年度との比較という部分ですが、いわゆるフルタイム、パートタイムという分け方ではないので、ちょっと単純比較ができないということで、そこについては申し訳ありません。また改めてうまく振り分けをして、別な機会でご報告できればと思いますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 続けます。

◇

◇

◇

◇議案第８４号 令和６年度国見町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議長（佐藤定男君） 日程第９、議案第８４号「令和６年度国見町介護保険特別会計補正予算（第２号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 議案第８４号についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから議案第 8 4 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第 8 5 号　令和 6 年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議長（佐藤定男君）　日程第 1 0、議案第 8 5 号「令和 6 年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（穴戸浩寿君）　議案第 8 5 号、令和 6 年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから議案第 8 5 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君）　議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午前 1 1 時 0 4 分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君）　再開いたします。

(午前 11 時 05 分)

◇

◇

◇

◇追加日程の議決

議長（佐藤定男君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、2 件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、この 2 件を直ちに議題とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長（佐藤定男君） 日程第 11、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

本件は、お手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（佐藤定男君） 日程第 12、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに、総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（佐藤定男君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長よりご挨拶があります。

町長。

町長（村上利通君） 令和 6 年第 7 回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

ご提案申上げました議案は、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、原案のとおりご議決いただきました。ありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様からいただきましたご意見等を十分踏まえまして、今後の町政執行に当たってまいりたいと思います。

なお、議員の皆様には、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◇閉議及び閉会の宣告

議長（佐藤定男君） これをもちまして、本日の会議を閉じます。

令和6年第7回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午前11時08分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

国見町議会 議長 佐藤 定男

同 署名議員 八巻 喜治郎

同 署名議員 宍戸 武志